江戸昔々物語　全

リ5
5049

昔々物語

惣目

一 四季の甚昔と今と替る事
一 大神楽之事
一 婚礼之事
一 大判振袖花之玉の事
一 年中行事
一 花見の事
一 寺若とよふ事
一 堺町戯場の事
一 大小の事
一 下女下男と召遣ひ事
一 本家風義之事
一 五節句礼儀之事

東京帝国大学図書

故横山有策氏 昭和四年 月 寄贈

5049

一御旅の泊付る事
一灸薬粉の事
一つわりやうおす事
一神社仏閣参詣の事
一むまし始ともりおす事
一古茶の事
一酒凉取の事
一多徒ろ縫仕ちおす事
一多徒ら藝はつくる事
一人と請合する事
一淨るり小うたの事
一女風俗の事
一人と相き振舞の事
一かみり笠時宅の気との事
一小袖模様の事

一御旅に人参の事
一男色の事
一小性の事
一小草履取麻足袋の事
一御小性の事
一大小こしらへの事
一書院と寺とらおす事
一服立御茶しろ於よく事
一高挑灯の事
一氷乃瓦也の事
一更しらの事
一槍持下る時とらおす事
一侍若衆人の事
一人参の事
一のし目の事

門 り 5
號 5049

一 半切紙の事
一 扇所らよしの事
一 丸こしらへ之事
一 ふるまひの事
一 けいせい評定所出る事
一 国年中にてつらんの首を流す事
一 いんしゆ切の事
一 らうしおの事
一 遊若の事
一 上かりそしめの事
一 国中紙の事
一 りう達ふしの事
一 新生町ふしの事
一 昭斉所らの事
一 地ふし小袖の事

一 みしまの事
一 秋子の風俗の事
一 奉公人請状昔と今と替る事
一 小普請組の面々風俗の事
一 牛込市谷所々の事
一 上のゝ事
一 同中座の事
一 両座の事
一 江戸本所の事
一 神田川の事
一 芝新地の事
一 江戸本石は弓町の事
一 畫町又尾背らきの事
一 湯女の事
一 京んくとの事

熱国録序

序

きのふとすきにけりしよとてひいはしこあかさるかに八十年
此ころはすたれ果たりし物語を思ひ出てとき十年大年の事共
待く家業の九百年此ころ世上江戸の事共を思ひ年ミ八新なり様を
書集め細荒く昔を忘しめんとの一冊の書ミ八井し女識き
むかしを忍ぶまいらせて若き人への昔の様体をかくらつて
挍め見て後を大きなるへし

元禄二年己巳冬日

東都隠士
政友入道
八十七歳

一 七十年以前の昔は先年梅侯(?)ハ所々庭園桜ちる頃桃柿生と
ゝろ所々花さき桃菊ゝ延山桜廿すし八重桜今ハ山吹牡丹常夏
籬の花杜若ハ梅の花色の聖立見今七十五日とらへ大星明は
くしくさかた御まへの色年の桜ハ八重桜的被屋桜ほ桃侯
さくらの八重に候ゆへにし月下吹家に侯皆世菊皆牡丹
花の気延ずありし時節に候へいぬらけり

一 七十年以前の昔は大神宮清祓楽遊毎日江戸中御祠にて
ありし有様先頭或ハしして為先へ参るき西かつて行
直参を忘れ帯をとりて立 其比ハ十六五家井ら男子を
美しく作り中ちらをかぶりき長請をき七白袴着て羽織の
袖ゝ太刀のえを持て内ふり二尺ゝ袖下ゝ帯しめて男気を
りちはまりの布衣の装束着て男子ゝ衣ゝ守の太刀の大方ると
蓋をとりかとひけりし官者立て御前に出しゝ中に大名敷と
坐一万歳の清楼と奏中ゝ立て御前に出て此太刀を人々ゝ左のヽあつ
太刀高烏帽子を着ゝ白袴を穿ゝ白きくくり袴を

左大に居き笙小鼓太鼓にて拍子を打合せける時かはらけのうつはに
舞の神楽舞人ハ出て後急なり拍子面白く謡て出しく
性人袖て継ける半也こゝに円興てとりなり百人の氏ハこれ太鼓
打烏帽子に左へ袖かへしてかふをともしけはちと拍子みなんする
笙をとるもれしもの拍て具を添けるも故に年に終御酒
ける大神楽より公人拍子拍うときこゝにたくゝまさし歌楽の
事ハ相生大かた衣大広袖本様布にけり広常にして尾
部ならんてあそびたるしくのうたせさあ大拍子龍大太鼓
小右鼓笛ハ吹ても笛の笙歌小うたう合てふき柳に鼓拍子
笙をとりわけて東ゝの婦女の具に小袖拍子のとこに柳をと
ゐるりして無所遊ひの枝をふりてうつしわかき男女の気をうり
立よ振てたのしき婚をうぞかへていはしろしするのこを心して
風俗あしきところをあなたの笙も神楽のせんとさくまや神も
いさましく油文あるやおぼつかなし

一 七十年に家の令と替りとハ右様にも婚礼の判紙之貴ハ

婚礼の吉日抜じ其日舞をもて男方も婚礼座敷の儀式
事合おさ役祥理出し同出度しおと婿とも苦とかる男の家に至国を
ある日も又其後をもてば舞の方つかた実書て紋付の尾枕灯点かぐ
書にハ本悪いいふんれハ舞まて事合居たる婚礼楽いと送し張り
送ひるまんべき送家老用人の内送いて若度様をしまて立もて楽
いふれハ婚礼して所にて張のを致の婚礼女人送るゝ也へし送
家の振舞様を吟味し花嫁の婚礼女人御送て行事を楽出送し
たやつゞ入る所に舞の方婚礼中にて存る送るあひし男方より仕合る
婚礼家親等へ渡し新西押付壱すべしとなし御付男の方ぞ
用任の婚礼出楽押付我出来用在投すべしとやさしく人妻の流
云するまゝ也あたゝまかるまてたたに五時ともに百性と其の提灯
差出すに拘よふ楽の先へ二ツ又ハ四ツ六ツ紙にも武士ハ六ツ八ツにも持せ
ちやうちん松ハ大身小身に寄よりて差別有り然る婚入ハ男の方にハ
楽かしも送りて出候を社室とすると也定く出せば舞への所にいたるの
まうとて其人候しいふ楽送りハ舞の方相応とすさむて候ふ

嫁入も下々ニ而は夕方より暮六ツ迄なり五ツ時四ツ八ツ迄も嫁入有之
ありしを夜嫁入とハ申事也婚礼の作法万事略也よつて夜嫁入ハ尤とも
中会ニ而は定紋之挑灯をともし又は近辺の人へ振舞
出る様挑灯百張余の灯にて青竹の棒にて出会して是を
持てる也近年ハ大方互ニ贈物也昔しハ嫁入ハ昼の事にて迄も夜ハ
遠のきゆりもなく済ものへいりもなきなり

一 昔ハ大方小身なるハ甲して居り候ニ而はなき所へ人遣も正月大判振舞
是祝儀振舞等無之一統集めなんとして酒食を振舞ひ候様
ニもして目出度しとして好き潤のくしく酒宴してなす人
斗なりしが一年中之事を申出せる祝儀之内大判振舞年始の
事一の祝ひなれば一家親類も集り来て和合をなし祝儀
第一に候る也家へ合とし和合する事又は尤ニ而も
第一として年始へ入来のさらに代々又縁の息女も近年中
嫁縁女の身ハ我ハ夫家ニ而ハ人ハ廿年にも度々後継の中の
大事も済合初しまゝ様嫁より浅き也是以来より親類正月の

大判振舞なきし嫁より舅又姑ハ生来出迎而祝いはすへ
祝事にて相済し事も卒て御祝儀之の作人まて笑ひ候も
目出度しとし好き祝儀の拵にて祝事ニ而あれ共中ニ而祝事に
可有遠ひ事の様り杯を出合せる祝儀を杯を流し来るも此等の事也
とある目出度祝事の事合なれバ其先祝事もすかしの中の御備ニて
是ゆゑ分る祝儀の中へとし四方祝の様りあり而先ニ而中紋を
付てせんと立て人解して和与するも此生身の振舞すとも人々ニ而あまた
一 昔しハ正月男子ハ破魔弓しめの附女子ハ羽子板をはしめ種々の
鞠弓の類之二月ハ初午合せ庭前を持出合女ハ雛を飾けハ此を見るなとも
合ふと衣の色でもの作り其上をかさり菓子餅を雛の前ニ盛り
路を藤の瓶ニ入小鮎を活して有け花の節句之事にして杯
宗世様ニ祝ひ申をして親類も祝ひへ来り人を祝ひ
嫁入して世事楷の装束も附け御節の祝ひ候代々より茂り
望日ハ白男子ハ七歳十月八十六日迄夫物くもなくきみハより兜を
しつり菖蒲刀を佩し甕を持ち給ひ候事ハ菖蒲刀とて是菖蒲

弥光させ候ゟ貝吹立舞台していんと命らすとして北ハ芝笔
浪の整とも見物ハ生き〱遊其外鉄より其余の様成ものあり
と見えて御あらんとなるら行せ都へすへてるとなへん
整て女子ハ百人一首と覚させ斎らうそうら世貝合抔ハ国のうちへ
勧くある也七年のむかし貝合ハなかし首の得て数て書に
何頃小見の家さうもまへ人となりし宮を途ハ其位の位も三十とも
朝日十五日廿八日ハ精進あつせ天気の其家の国家へ下しく便如此候
繁とうけ十九日の其てせ体を取賎あり女のうかうへ神社参詣に
酒やき小児進も肉食ハ禁じて下し家の主人ハ上下を着せうすくゝ是まて八
主人ハ家族老人も進精中ハ不法仕する肉食ハ堅く停止せる八
こらかゝるら能く覚ゆべ作しき事也まえ

一 昔より嵯峨の北山ハ小身進も法持せ終を運てゆる事ハ公家も
我家ハ其内若き者も家来月中の肘ハ法持せ仕事ハ斗べ
古風らきゝ出立数年後さ年暦中ハ不進去迄せ天人へとらぬ
ら斗所ら事を見て自ら称らへ大方而殊更者ハ法とせる八

昔し七年ハ何方へも出すあり家ハ此外のかうくりしてかく人流白張に
あら絵連持歩事ハ有南京も上方北野等よりくの芝居の
画をく編通し如き古法りらせうへしら上程の天井に老人きえ
以上を代四五十年かうの絵図識のうちの書物の黒毛に中り其後此中よ
らかり者も今ハ中らず

一 昔の操芝居の振舞状出しの出会取り事り振舞のうちに風呂をと
味線等にしきへ出候へ麻上下を着て面白二十年以後
能是いうらく皆三味線浄瑠璃にかわり候也

一 昔ハ坂町の操芝居是天気以後西成沢何ら何も代々の浄るりハ
浄瑠璃鼠戸ハ数元年ころより浄瑠璃の仕様仕組初ハ昔ものを集中す
瀬川太夫と扇を取て立つ見の者極て立巻とあくし役者とまゝ
して数を大る天候の所へ出母を出ます萬もくる神と続く
男とこざし中有り数れるもすまりかしん身の儀と人体のあも
頭より一筋ずつ人形の様形も出入大形の人形ハ底帽直垂
未続を見せ女の主人へと教ぎすべらうしか深し常教し古往の

如此数とすへくよしら所々幸ひさんに縫紋十二の小袖を七男女
共に銀紙しし梅よそり初めより〈に紋を染し其
頃の人皆此和田源左衛門流と皆よろこひて染し其頃に其目の
衣よそり何まても初めに是を模して取しと所々近来所々流しと
難き様をして取りて模りて所々又は甲斐の紋所繁々の紋を
流行ことに二条の所に其の代より出来たるをし是を其又も紋をも模
とすと年々の模は大形も大廣袖の伊達小袖模様を模の
伊達を尽し人形の画うわまの模への其よりに大廣袖の小袖
大形にし染ての紋女人形は所を当所しらんも皆此中画人形の
元来の紋々小袖も伊達を尽し浄瑠理物は紙すく其まの所作
始め紋を尽し子屋を其ある仕組も其大に生とつまらし所作に候迄ひ
育り安永へ出る事を其を此面白きもかひに申して此ゆめへ
此ともつ後り候に遠ひろもとしみても此よかにりて是を紋の
子供芝居に在松之物して紙ことかりしひろもまるへき人迄もかり立
大坂迄に此後々まて見物も皆よの事りの仕組に今も其名生の浄

出来松島屋候後々まで仕組先なりもしこ今日の所作を始め迄を
皆もらゐまの先当八古と源太夫へしまに今の今の京都々屋人皆よしみ六
古源太夫の藤十郎今のうたかとしくかしうらんすかさき相模
系と付紋に当しかりも紋物をそらひへ出て所作のかきて其体を
そうて人画師まもの元とへうわり女の如くして見物の紋を藤蔵其所
なくりし染られもりも人画り奇代らるいと大いとも小紋にて今の染羊
絵を笑ふ人形と紋物所を年号を染人形画白かりて見物する其の代
時源太夫とて人形て木々も飾りけりかきまして飾り世の中にもて
そこ技か物きとら大よの衣代あさへん物を人形を出来十六七八迄
其年年に染しまで作を作なり是かつ少く踊させ紋を其中りて紋を
それもせつし見りて紋を紋もてまつの元所作して大坂紋元を有年
所作の文て所りして作を当る紋をかよらしかも紋作をとかり作をし
初め所作紋初めに様を衆を此中村の名を二代目かに其大で
後に時花して所作にかへて其玉川を勝手村行に此の仕組を其人今も
下りて紋是を其所紋作の紋物紋を時花を所作の紋を仕組物数紋する

拵甚麁末にてやかの事に拵ふとらしく西陣ともいふ帯形改様なり
立烏帽子様の頭巾いふを忍ばして直垂紛ひも大小差しても大特なりハ
虎の世田舎の輩の時にハ云へハ振りわりよりの事ハ歴く秋の
柄て拵萬度にゆて出ゝ柄ハ滞る萬度の柄て拵ものハ家形もまち
奥ても両延慶ての拵へしても拵でて延せしてく紐さへくに前代の頃より
たのしみハ数えける中間気のは寿しさらまゝて歴ハさる〳〵
拵かの家作る〳〵傍元でもつひても少しいふ付をもちりをし密に
両方作拵の半分も有しても〳〵年の作元元しいこよりて也
うちきを有るしし始る病延好逸の拵も作り家作法は是も富留
前遠ひさるようしめの好逸と作りもとえて起君たくりわまゝ心付
此より立拵ふよ住雅是を失ふ病や是も始生奥さい見返さすは
人の的能し是を流是を始むとみひよ人衣法す此奴原の言ひし
髪の結様風俗延ま似るハ此以前より中間原が人さまゐ女緞帯
此男て笠しくも女好逸の雑俗も出来る是等なる家作元始る遊
持ち人の方ハ人付るべき事也

一 昔より傍元大小抜差し拵の風俗出会の節ま世ニとやかくも皆古流
時の御出仕の節の拵しいハ當世の武家ある家の作法刀脇差拵を武家
法令作法作ら御用の衣服作法男の店の作事わらかきハ業の湯の
作法を御作りで別ての面に重さらへ修理て刀脇差衣の衣裳の外拵ハ大の長短
理まで是への吟味して之ありさりの扱ひなる拵料衣て面々拵好ふ
ちよふい前よても衣十人ち余拵へ十人の拵好其年に老人の年に見
又是を夫り作ら刀ハ二尺作りの刀を有り二尺に寸の刀二尺の
刀も有り年々有拵を有ふらふ拵を揃へし好り好るに人も来るへを
是ハ大方流の田舎人し是まで半年を老人も是をしき方ニ来の
知らす拵の事も年いさなハ拵料を年ハあらし〳〵で拵なる出会の時
刀拵にても大小も二尺二三寸斗形もひとすや時よりひとく
是し金物拵を年いましくも古来の世分一三の川通の拵ハ老人への
刀も中年の刀も作れる元も似を好みて作る拵と是数年の事を遠の付
似合さる刀より作衣も好作是いかハ御衣衣寿わハいわひ刀こそへの拵て備へ全
昔人拵て前作よする前世の流行の鞘形世ためする金具拵好を

人の真似して板元と用ひあつへきとて人思ひつれたるかくて人ゝさま
ほめられ尤風と云ひ是ん事のことく流行て増升しるしてま世のく
なりし代 元年八月頃売買りしめしを科とするも人へ多し出来る
梅逃 大小丈三尺世流行り頻りはれすも大刀を梅と南小路下中迄して
男女ともに数ゝに格別に安き衣裳仕の男女の人へも是と調へて着る
狂ひ似しる梅も有り流行して見えるうち物流行りまた大かたは京物也 北
奥の國織物の利益也しけれとも手細らしき別様の仕立ゟ多く
手前の出し 素袖素袷の流のことく流行しに是ゟ先七重帷子のさき
乃袋の出しく 染分の流に染分りに友禅染ひいて 坂町伎女の評判
先ゟ今の事の流行は失し 其比上馬揃ゟ始る様々仕立あり 流行
出し 板一冊の合点也と中候 うも也

一 昔は家来衆の出替り二月二日也 寛文年中より三月五日に成り出替りめ
に来る人へ仕事の支度の為来り候 家へ仕様の所へ家主人へ仕人へ下月に仰より来り
取る家来に合させ請する人ゝ并のも有る、返り来る家人へも在目さ
然へし 近男女共人へも在速来る人へ物気と合点有る時ハ家仕方

有人何とする仁大屋に泊り店を借し身切手荷物金銀有て来りて
其家に暮す世人の家難分来り居し中間頃迄過ぎ十日も每日仕
ことに円の大の大家に仕る也て人口中十も十有り五日も十日も暮まし
年の人へも皆何月か勤に致すに仕合付様成るに 仕付ても
銭をとる男ハ其晩の門越 女ハ昼晩門越二ヶ月と又ゝ月ゟ勤め 当人
今迄に勤々の足を切り七十日と中仕合ひかきこの通り請人ゟ請の合点
家に留し候をたくましく 人へも請人方々数事也 当人と申も思出し又一家ゟ
する事生れば家にてあまり付てする大屋すれば郡屋にて世にもうれしきこと
存下との仕法も銀刀服衣の丸の人へも調ひ申也

一 昔の侍気性様ゟ出る歟 并りしは代々有り立の事ならは人の坂誑より
様者の中か来り名く気様し様ゟ并りまでは代々商食物すと也
人町にて売り食物調ひ商事多し 町ゝに扇売り物に食物候こと
まんぢうさつま田楽焼鯵先木のものは調いて置く人温飩蕎麦切売年
以前に茶は旅籠にて調いて食物なし 寛文辰年 初て茶んどんを使切りの物
出来下て奥食茶飯売けんどん食人へ出し七年大分廣て

けんとうた切用ハ終リて耻しと思ハ家養かし所持本座の数束昔ハ
長座と申も其ハ依先例趣と申も得ハ待日七中分ても中分日七別と相済り
申すと云り得ん為か七代其内ヘと家督丸ハ待の已きかと座々先ハ筆蹟
丸ハの寺の如く已年ハ待付当寺交り多くの口七まし昔ハ依て待ち銭
けく子所し代中草ハ指皇て宗本郷の論一ツ年と尾の出る後なしやり
うちそじしと右待す日今ハ足袋てしやつ有り

一 昔ハ五節句と年き礼大分小分ホと胡子へ七参して当時大麻大
礼子也上昨支へ分祝分の祝礼又ハ吉人への祝礼出勤へ勤る浪人の年寄ほ
皆と礼勤る者先還と振き衣服ときうり已年ハ年き礼も店服礼服日日
月様も出れハ参上して礼者へも諸木勤主して小重清とち加成様の上勤
者ハ礼状勤る子ハ井まも申しと思ハ朔日朝々大ちゆへ思ゑて疎かり都より
三体旅浄瑠璃と右酒店出革の処へも申し大名下本七代我ハとうらくな
うけまたる様年し

一 昔ハ大きく節りいたる事ハ諸国の商ひ物之已年籾数諸國と売へ綴の
波と剣とだて也きのく依て参集籾ハ多し売買の御鬮の沙汰取すく

一 先かしも射ける人無しと申して射る人も御んの子んため吉之ハ年作ん
らて来毛のきさる人かりて射まえ出始御鬮の波射る年中めぐりかし
さるく係く御鬮の波貴下漏ると沖と一ヶ所明神と飛進一ヶ所貴と
督出進一ヶ所稲所と二ヶ所牛ヶ年て座座進一ヶ所江戸中て公下おゆハ
貴下るく使て沈取して調へ或ハ京都へ沈取して調へ貝も今の様は
大きかる貝とも申はあらじ代小サき目茶種の貝て今くらぬ色ひんへ射る
人衣の目茶貝種のと一くいの波と一ヶ年て射切も有り二ヶ年二ヶ
年く射きり半も有りしそれをまた御鬮の波と射させと人ホらる
候ゆ字のみ当数の有る其年と成ハ多く射る者の目茶貝て一くいの
波と大ホ二ヶ月後と射切る我人の子其十五六歳の若衆大く
走を御鬮の波射ると般の様く管数の諸ひと如元年中かくに御鬮の波
目茶貝種て一くいの波と一ヶ月て射切りいたる地元沙汰する様也
うち南ちからべしと之とハめとし無之人来れハ多く射ける様し也けりかと
之年ハ年来り今ハ大きかる貝て一口の波と二三度て射切る衣様年
勝負御鬮の波売買中相上有る

一　昔ハ懐中ニ茶湯杯と云ふ事ハ無之か、よし見及し事も大体其さた
迄ハ有さたてと云事也の様も今と違ひし亭主此方ニ出る迄
のまゝ亭主を相招してさだてまられとすしもむさは公ハ亭主を寄りれ
道茶の如く二三度もし入其時亭主を案内と申まゝ気にさくと
くづしまゝせずと礼をなくひ気をうてまられしまゝせぬと長如く家れ
いづくにきて客ハこなたて後ハ深くむる一畳くも二畳くも此つもりみて
我方て金御座時て承候て女子ひくしこそに通へ入眠見して出
掛ぬ時亭主を来候承申れもしい人と年のさだて客様おかし
左候の事と行ぐ此なる候法も分迄ハ我亭主取次ぐ人か杯出られば
さも又今しいそぐ人も候此と様候して客まず茶を取らく候き
ゆうつくしいとし人も大方うでもなくいるき人も懲然の夜亦又ハ
杯出る人の方をも心ごて客人おししまゝ入茶し取多して大杯
なくいるましいと見てかくしある事也其頃さだて入るも客に戻るよ
又昔は其流し杯して後ハ集あるまさてしへ参めし今茶の
切れ絶子(コレ)様ひるへの次第茶湯を相続おし吃杯とも自慢害と

若世ず又茂さたて入寄る家殺し

一　昔ハ宅にて子供伊勢参りし以後ハ杯にも持ちて其方ゑもすゝ殺し
手石以下の面ミ見と何く若ずあらひ又取待世帳方寄も徒にて追
寄行りく共二る家族と帳種銭ハ帳方之家又ハ様ちりまへ様銭ハ方様と
巽さ徒之も世伝旅中も若ず或ハ老皮方にかなりしと云年以来
未晩のしちき行しもなき往婦銀月年情好年拵の行もこ便
なる家様若ず殿方ハ皆諸りしさあつゝ今ハ奏するのおし

一　昔ハ神社寺院又ハ寺々四十八夜方日万日同向初七人集り篤
寛文申年万日の回向初りし賤家集信ありて寺院も毎年
此五年有る人集する

一　昔ハ奴ト云ふ事有し大身小身の屋敷にハ奴ありしとも中小性ばかり
若黨中間と也奴有しも下々の奴と云ハ事又ますし当年者ありましき案
或ハ宅中にても様まけとる家まき面てせず一日食せず昼夜ともいふ
神をもせず後先立ら挟うも男子立べき命と挟て備へ廣く趣まく
屋との奴原ハ月持衣物にゆかりもなる杯も由かりあるゆ御おし奴気の

事もなつてくれろの気性なくカ脈ありて又の請きを好きは作人の
勇気ありの出入しけれハ人に好まれ又ハ人の為にハ命を露塵とも
支配を致シハ貧まず先人を見習ひてまじハ律儀なるゆへにハ熟して給銀も
あからん親方にはいへと奉公なくもハ今代にて主人に勤
武藝に精を出し人の作しき難き事をしてもせんにて主人に大切
然ハ先々甚だの奴の出入々十二条の條目の通り無足にて仕ふハ奴も
仕奴進後ほとも見立られて殊に甚だ奴ハ理窟にて仕事も家業よく
よく見ける奴ハ壱人も無し奴の取支配て奴の筋を請取する奉行も
いまだ筋をも附なく浪人或ハ町人にて出来ず其外奉行の家業迄すりの
すしも此町々にて奴進有しハ請取の奴とハ風筆遠ひから
近年の事より流を見るに然ハ往古の風とハなかりまゝ結髪衣装ハ無
礼作法の事なるも人をさげまして其外さしも人に新しく構ひ出来まし
持実とまて出会ても往のかしも見るに事半と構ひでてあさまし
いやしき所とハ不り申せ進事でつち胴役とすつて如きしてんゝ人
進をも奴のまね似にて下ぬる事也昔の奴ハ寸一刀振ひ家業にしんけ

衣服装下にハ白无垢をこくさせ帯結びて小袖にて御城様如きに人々共持
候なる家業に錢金ほしくも人を鄙からもあらし西と思ハせし之取ら
十二ケ條の條目令の時の奴見ゆなし見有まし昔奴取を座取て
入ぬにしい取々小袖衣服を奴らハ取ハ家蔵持業有持氣又ハ親妻
計りもなし

一 昔ハ大家持ちハ元より其外の人にも妹を持ちせ申中小日の迎女の中ハ大家
十ヲハ見えたり然し昔ハ町人酒屋酒家進め下ハ両ト大大尻持
其外ハ質屋并質物との家々太尻持又百石や七百石位の者も大家
持安人多し近年大家持安人無し町人ハ夫婦中くらしも日雇の
者迄も大屋敷て持つてもちハ昔しハ大きて見えた違ひ

一 昔ハ葬義の時裏日照る葉誰も取請人鋼源の向動もさ死り
蔵根を作り掛毛を借て人を執せ付母を浅草川とて出立し
悉とを忘れ厨ひ見ぶし取ひの様にも近年大家元も涼し進むまて
出なる大様の仕上りなすあて取換て送合て実中へ涼しき人甚
近年ハ取候て大きく振るまも見る有取ても有取々ちり兼家の取涼毎

寛ニ年し明暦酉年正月江戸中大火事是年ニ西丸も御城ニ
付遊舩江戸中の大名え皆清左衛門といふ者の小舩迄も被下候遊舩に
成りて其し酒宴の屋形舟一艘もなし是ニ依て三ヶ年の間ハ舟
乗ひするとゆへして万治の頃人皆の酒舟作り出し諸人かりて夜の
景を遊ぶさま色し大名寺の若しきも忘れ難数年の大屋形を
新に出させ給ふ舩かず数すくなくて御ふ家の内大きく也宮の
屋形船ハ故ハ舟ニ石川丸実東丸東山丸十石有り十五丸十一番ハ
大舩ニハ諸大名ニ紀勢州様ニ吉田人数十人余れバ御十艘之
是を御旅舟のさまとあり町人のかりて出す舩ニハ纔一艘もなし御座
取の為ニ舟ニハ纔の一か代家来の猪待とありし用へらし其の八
席の着衣さま有し近年の舟始也ハ舩も少く纔も覚え候

一 昔しハ二百石三百石又ハ五百石の舩も御代十数年余ありし迄も在ニ
ニ御代当舩の様の絵仕とるせ加藤家の絵仕をきらせ元よし然絵仕入
故客人有しめハ猪をきせ小姓の如く右ハ今家の家の絵仕之様の
絵仕迄もさせ候故ニ御座候 自分ニも立所能其家主居様

小笠原様ニ御船松さまする様の乗る者ハ作り舟にはしらし表様御名代
所ニ従りひ勤舩ニ其津くかしはきより他ニ亡年の乗る者ハ
表有ても座敷ても出来るさましく出ても舩の出るニ其并ひとりて
かしらつ乗る乗ハ乗とい乗り身をともに上しほくびしとといふり
おろかの有るけとたし迄屋ニけ乗す人も乗ル様ニハ御所ニ中なり
なるいとよし屋よりも一まさをてまても乗の家伏ハ舩のことから
時ニ表出し山年今又ハ悠然としてハ若ハ口阿まりなも細か
にわハ安波表御仙ニ舩か出しの往相ニも行し細当撰遠の
いさらひ出時もあまき当役をし出し昔の様ニ御金女神経名金
飛のさる抜をとして心有者ニハ是非かれ松する舩の乗当行し
今風金良ゆゑ

一 昔ハ御かの御伏又ハ若きも危流義を御乗衣する処迄の御と一所ニ
御代ニして撰をの様ニ国在して行なる者ありて屋ニ撰等衣させ
是ハ我等の仲ケ間と笑ひ出しせ御様のハ海も宿ほくてし
又ハ簑ニ精出させるこめニて乗船乗り居て其手数ふと笑ひしや

先ハ家の半ハ有るやしき若ころ検校すしきいろんなりしに近来の盲
達の検校と成の一度もえん事なく例なし　自身にて出すへく御座へ出もす
検達にとも女子とて申上ひの之会して俗家にも琵琶検校
するへ人なし

一　昔しハ継合ハ琵琶の法会ありの出入家来に付る者ニ御座
ふ事あるか出来し也来る時も琵琶検校又も老人ニ他人にも
別なる人を相続して法会のうく役を付ても寄り不参のなど
知し事こ他首尾好く先とも琵琶琵琶検校先人をも能く出すし其は
自分の家継なりし代老人ニても分別生する人か有事ハ古来の法理を定めん
為く御ちニ近年の若き者の当風の理屈を御せる家へ例て家継せん事
人と法会する事なし　法会あり中より国家の先例を
集め人の役の法会するにて古例も知らで人の例も願ふに一方
ろうりするへ表法りを正しくして

一　古来ハ家と僧相法の地走了級敷ハ浄瑠璃小唄三味線相法ハ謡
うるいを体敷も敷物を体浄瑠璃三味線とまてこれを行ふよりなり

むかし事付きくと云ふ事とも申せし由と見えしに　之参十年も
稀んなる女中を相ハ少しのうちにて自身ニ浄瑠璃三味線の習ひ
ふ段中ろく琴抔よりも男ニ浄瑠璃琵琶の人もまり古来ハなかりし
りハ能女体として法会く日蓮宗ハ一段先人様の衣付一段と
家の衣行ハ段大坂家衣行ハ段今浄瑠璃琵琶三段芸衣とと女の身なる
ないよなる事迄江戸中にも法会せるもと近年ハ女衣ニ時世にて女中
奥方なと其女方付妙妙ハ中ニ不及下女婢迄浄瑠璃を致す段かし
家こにハ衣と此ハ半さ更ニ何共嫌し一体ふし其者是を造
ひまりのこゝゟ浄瑠璃りを仰き也女の役随物付羽衣の芸ハ当て兎角
と年妙迄の文句も皆作りて浄瑠璃りを御き能覚よ也事所の時節柄公
役所年頃迄とかの女中気んなハ多く是も好迄こハ深き古也

一　昔しハ奥方ハ其女達神社仏閣詣でに下女髪結侍ハよ事見すまる也
女中常ハ常今風の金入帳ニ千申付妙妙太の画りの常長サ五尺
あるすこしもまるきとんすし山ちんの常の帳ハ二寸ふ中五尺ふ之すく
畔ハ木綿金入相ハ有し寛文の未ム幅広くなる程宝の頃より幅広く

なりし紀年より刻付ニも未年も未た定ニ江戸ハ京ハ成者也　昔より世中
此あらしを志す
一 昔しハ振舞ニ出来ても膳部ニハ菓子膳立のなきにしも出し候紙ニ乗
吸物酒菜菓子枝菜子も出し候年ハ出来て膳部ニ出し吸物盃
出し酒ニ肴枝切振舞ハ打ん吸物酒ニて出し候人の前ニ出し候
給仕の小姓ハ小袖ニ出候年ハ銘々脇し紙入の前ニ出す世ハ
ちとと座の前ニ出て給仕ニも致式ても出候酒の肴ニて出して
先は今は事さし彼是ニ紀済して　都合出申し
一 昔しハ小者二百文二百五拾の成の奥ニ女中ニ息女家中出
成し長すハ京中文之ホニ宇も出物ニ成りて其出物ニて日数合せ
かしら年中女しなし手前中紙衣ニ出して出物を出し候也
其中皆人出生の時ハ紙縁中出中見を出しこ出物ニ付る之第一
是れも調ニ付人が其時を出ハ日数も一人年ニ出しか付る其時を
紙衣を出しきとて早す文補仕紙清服紙ニても出して先ニ出
出物なあり出たりし時ハ子てめんか出り其下して都て清ニ此申出し

色衣の旗本の奥ニ女成息女の都紀の人も出年ニ出し其ニ息女ハ七歳
此度深窓ニ出しし人々出まして出せん　五位の針妙嫁々出ても都と
嫁入女めん又ハ深きを色ニ都を出し候て家々　明暦の比迄針妙嫁
ら傳さを以てはさ出なりせしと万治の比ニ江戸中ニて出出し
国年大火事の後中ニも女ハ上て出合しく時嫁々女めんの上ニて出出
上人編笠を出り出しし　日旗本中ニも出しても編笠出て出しし
万治の比も出ニちとも人出も笠寛文の比　杉卯より人笠延宝の比
然出笠ても傳笠出出ニ出りてハ万出りて出出り天和貞享の比ニ
編笠次第ニすたれ出して出笠ニ出る乃旗本中編笠の女ハ菅笠を
傳得り出りし　編笠ハ乃旗本中り出りし元禄の比より出く
大身小身共ニ皆菅笠ニ出る也しても晴て菅笠出く人出り
出ニ往還ニ出出ても雨天ニハ在来ニて菅笠出出出
一人も出し
一 昔ハ女の風俗を年し出り小袖の模様十五六歳の女ハ出の模様
さほど出出の女ハ年頃の出模様四十五六歳の女出出出の

模様五十以上六十歳計りの女ハ様寄もさ遊ま其年頃ニ相應の衣裳の模様を
着し候を好ミくるしからず年頃の衣裳を着て常の物好也も其年頃
相應ニ着る事なり其人十人連立て皆有りとえ見ゆれバ小袖のもやう
常の女ニ着す事有り相應年頃く[illegible]見へ若衆の[illegible]
年も老女も若くしてもとより風俗ニ老若の分も明らかに
見へ隔りても見へしる近頃ハ十四五の振袖も十七八年も三十四五の
女も老女も同じ形同じ様成ハ丈ハ母娘同じ姿ハさまじく
右此小袖似合しくの位の目立女小袖常ニ幅広く鴨[illegible]ニ袖
広く出し前ニ振ハよくしく見事ニ行由も衣着て偏て
行とえれハ何をも着せ[illegible]何を見て老女も同じく見事ニ[illegible]難く成り
いふ見苦き女成ハ[illegible]数寄なき衣装人の志似合也小袖紋付ニ[illegible]
[illegible]共ニ此女の志似合也昔しハ衣の女縫箔紋付小袖若き此衆
此女紫絞物染紋等ハ常の女と成りてハきびしく常ニ[illegible]の
女常ハ幅狭き衣此女幅広く常しく見苦き人[illegible]なき様ハ
今ハ衣の女此女の志似合しく見苦物染紋小袖幅広の[illegible]

一 見苦人志似合数寄なき衣也
一 昔ハ大身小身ハ申ニ及ハず似合しき女人ハ[illegible]しく人参ならハ人中なり
ヒ年ハ似合さく人ハ参らし遠なりし
一 昔ハ衣服しりて[illegible]年ハ十四五六七八の男子生れ付[illegible]ハ分偏大将の
生質てあり紅染の物持女若衆ハ[illegible]し見と見苦敷[illegible]人又
男起しもらふて此すて付にても[illegible]は大出入世の[illegible]人ニ[illegible]ニ数度
[illegible]りよりし勝わく生質悪しきなく此志[illegible]し[illegible]生質悪き
[illegible]ど初人の分志[illegible]人[illegible]れバ生質能ヲ持する事難き
見と若者も深窓ニあめく[illegible]行せずさまじく[illegible]の時ハ[illegible]
しても今ハ此年世上ニて静也昔しハ金持主人[illegible]し[illegible]年
ゆきしえ[illegible]
一 昔しハ五六百石以上の人ハ小袖持女ハ[illegible]し其人小身の人[illegible]も持も
あれ衣常之手[illegible]上の衣ハ[illegible]人も[illegible]人も持衣装寄[illegible]くらして[illegible]
[illegible]れバ[illegible]仕て如何小[illegible]しき[illegible]衣有て[illegible]きし[illegible]
[illegible]りより[illegible]年小[illegible]

一 昔ハ小草履とて一人十文ツゝの借りに来しもの也草履取りとて出し
結の小袖をきせて唐木綿の袷をきせ伊達なる帯をしめさせ衣を
ゆかしく染抜き女形衆紋様を繡させ衣に結仕立て出し
流行る後は縦し候には盛りありしを供まてつれ出し気味にて
表気をつけ候き神中笠を持せて前にて連れしが後も供銭を
もたせて扨このやうに少しつゝ物つて行きし御法度の後より今日に
おいて左は小草履取りて付候に随行は海老としまる人共の気遣有る
人なるに付小草履取りしと不為持するにつき盆前の何大成の
供衆とて一人も康衆として小草履取りを召仕しきものにつき玉の挂を替る
家老の供りても大坂土産を召連の供り無紋の家来の内何とも人
康衆にて召ひし事無紋之行中間並に一人も召ひ一統しもて大勢
等にて召し抱まる供違にて南人二人捕人の者も一緒の所に大勢
捕人四人江戸にも召連甚不揃の者共数多大勢首を切り候ひしも其の首る様
也御咎にて小草履取とも世の中も代りて其後文化文政の比
下さりて流行出来しとは少しつゝありしが今にも六ケ敷事なり

一 昔し八十年計り前迄安永安永の頃は供小姓として一人宛有しも八百石以上の衆
衆抱えて召るの供に召す一人も二人も召連れ供ともする大身の衆大名は
格別に召連れ大身とても召抱小姓として十八九才
計りの綺麗なる若衆を召して鬢結ひ立まして丈夫なる若衆
前髪をとりて勇気のある大名衆の表着の小袖羽織袴の色など
表着に召て前髪立て居候ゆへ供に召て別振舞にて引付られて附し
出仕しに召入の供の小姓衆の召入候に附て武家の庭前の
次の間に出遊して其外表向の供の者には召入にも面々召使の供小姓を
召入して御事に遊び表向きに遊しも済まし候召連の御用の為仕え召使い候に
言葉をかける又は物音をかけ召入は若党衆へ言付を能事言付はき
有り其外召し連ての供共に召連れ女中も料理給仕をさせ召連の衆も皆揃て
紋付供の人共に召連衆の衣裳を召して小姓衆の召連れて行く者も日々に召して供るつもる
日ももあり供小姓の人は一人も召有るの召し抱ゆる人も有りけり

一 昔しは御紙衣の振袖紋付のもの一人の力紙衣をこしらへ中年の人の力紙衣四十

五十文中より人ハ老人の刀脇差抜きとりて并引替人刀の長サ其外
差替ハ其外の拵并中年ハ年頃大概拵好其人は雑く拵く拵すき
ましてお歳ハ柄頭も鉄ハ赤銅ハ四分一形物或ハ鞘は塗り返し其外
白鮫塗鮫鞘も流行多かりしかし鞘ハ大小共ハ笄さし
大く流行なる若者の刀脇差の刀拵へうけても其ハ流行ニ刀
あかりんと拵すきとみれバ若主の新しきを見て作らるゝ事
年ハ刀脇差の拵へたのこ其儀もあらし　大方ニ大小共ニ侍風の拵へ
かけて大方拵ハ侍振同様てそれハ治国にて其も鞘并に模様ハ
皆年よりも年ゟ一の様ハ時節ハ形悪敷く流行一大方ハ返しの
柄も先ハ好雅し目方ゟ簡拵好せたがハ十分ならべきも拵好
然人拵くさせべき文を見て形とし其真似て拵へよろしく
表まハ似せて拵ハ大工風一国てありし其ハ目あらしの器量
第とす人の其似計りすゝめならべし其よく出来拵も有り
一　昔しハ大身の人ハ流行し其流行るを古流とし今ハ小身者ハ流行ハ
てハよりし年少年小身者は書流し候人も其身ハ相応小身者

一　兵服能とうし其しは服中の歴しハ歌読
一　昔しハ往還する物ハ其下或ハ袴計り其ハ高かり人ハ大方服立能く
有りし其上の人も袷立れる事のり杖の二尺も越えて拵着く
性無けれも皆り今ハ拵悪して服立れる有りし人ハ下りても
御紙其て掛りし時も服立れる有りし中高ハ梅使もありしも
流行るしかりし其衆かり今年中花より斯くして服立派ハ流行計
そしらん
一　昔しハ御能中其元元生して其年より七月に死能とえる事を度年
三元の御出ハ其年の七月迄ハ七回忌迄毎年出る事も有りし立願を
六月晦日まて七八日計りの板九寸より三角ていろゆに板包を包に
立てて切く付紙がハ辻堂ハあんどんの形くちいさき板にて包む
立てて其かまひ高張ハ板ニ拵へ立室し其下の高廣く建七月
朔日ハ晦日迄毎夜燈ハ六ツ時ゟ六ツ迄とすらん一両家ニ而ハ又組家ハ
皆しめ飾も立てる田畑ゟとりハ菓子を昔ハ盛くの盆中ハ中し
喰ふまゝ少く今迄拵ニ切り盡て出来るく下しハ其中ゟ出来し候人ハ小身者

蕎麦の儀ハ年寄出し町ヶ寄り相承り候ヘハ世上ニ盛ニハ相成不申
先年ハ手打ニいたし候もの少く候処寛文頃より小倉屋
喰ひ又ハ麺類抔喰候人多く相成り候年の振舞の節にも出し夫より
夫々も段々商売ニ仕候様ニ相成り候ニ付先年より致来候ニ付
蕎麦切昔ハ八町ニ而振舞候節ハ蕎麦切ニ而寛文の頃より段々
蕎麦切と申ものを拵出し申候の寛文頃より此の商人
出し候ニ付先年蕎麦の売買も御座候様ニ相成候
あらたニハ大名衆ニも出し候よし拵出候と申事ニ候

一 昔ハ正月ニ水を呑せしと言ふ事も有しを婚姻しさゝ人ハ其時の正月
様ニいたし候ニ町人も此様ニ十年を経て相定ニ而御座候
去年正月十日ニ此の内証を少く合年の事ニ成り銀子貸借年
年始ハ主人へも出し候ニ付此の沙汰ニ而相決ニ年を経
出し候ニ付せる事ハ大事と申事ニ候ニ付此之事を相様ニ而
祝儀ニ振舞候の儀ハいさゝか様ニ相成年ハ町人ニ而出し
ニ而

一 昔七十年以前ニハ菓子屋と申もの無之候大名方ニ而出し候節ハ
唐物類ニ御座候而御用ニ相調候ニ付其節ハ菓子屋も無之
甚た難儀ニ御座候処段々菓子屋出来仕候ニも甘み少く
其後ニ拵出し候ニ付諸国より菓子屋も出来候て申候
其しへ代々商売相続ニ而大坂ニ而菓子を仕出し候
京都ニ而ハ菓子ニ而菓子類ニ而申出し候も町々ニ而
毎年ニ相成り候て菓子も七十年以前ニハ菓子屋の菓子御用ニ
此の菓子ニ而拵ニ相成り候ニ付男女共
ニ而菓子ニ而も相成り候て七十年
菓子ニ而菓子七八十年以前の菓子ニ而出し候
ニ付其の菓子ニ而出し候又ハ五十年以前ニ相成
相成候ニ付而其ニ相成申候ニ而年月ニ而
此様ニ而此様ニ人ニ而も相成此頃も出し候様
ニ而此菓子ニ而菓子ニ而七十年以前ニ而此方ニ而十年
あしき年ニ而大名ニ而出し候ものもすくなく候

一 八九十年以前今後持するなる節しとさす有のと数多りしもの若手
弟子共に先輩しに家の後先なる役後と云其後流を勝出す
役め方に滞とも如何し下て稽規子は行と是を其次に家腹の者
後持はは今に主様家持は稽掛に遠慮して腹掛の多寡を申
門弟によると云の事先へ其人のるとつの事を云ニ其子の人のるを
其次にて立此あるの主人の外に随ひ是に云る家相互に流石も
国じ事也中りも此返りの外也と年以先にそのを行のと云其の
出来中も知り行ひ後も行く云うも此亦不云と此行に皆しは代
遠ひしもの中の上の此ほひの者 所の様に先へて云も今稽掛に申を
弟子腹の者も何を申交りともなも知られと此後持の下る節とに
先主人の後として出を出の付主人云書の方と後持する
後を様子へ主人の如きに後先を申出せは付主人後の方々出をも
たりの事の端へとられ後先を役めみて入其此やを出は其ふ
と付後持りに此方に押云て持まくに主人差に初め人に是ふるは
後り物しに付後持又後後先をさけて主人の太の後の
(以下[illegible])

一 其内す又主人へ出来に是につてへり稽古の事の仕なに付又後持後の後
先きなけて主人の側へ其出ん一日の内有数も皆此先と云る節
にはて後主人役に数多ある事をつくんなる主人てりたり稽進の事なれ
手後持様ある人にて不稽子の事え其人参出ても途中にても
又他所の内為に是は後の後先ある下にくもよ家を押としてもち
其は拍先あすくむまて不及は何されてる後持此を年に後持
皆も後先とくりもは家中に此後も出来もせてもは持に後持其し
主人もは有後の後先んさへてもあるらは家の事は是も後其の事有
此とては後持す人をせさる旅様の云細にも又り下り此かまさ
稽下迄り様の外まて出る云べて仕な者也其外へ何気ひしとを
主人も此しと此先なし

一 昔は何の弟子へ人出て付主人へ目見えして其日後此に仕と功来して
たりし後此迄と不気付後人を立すのを仕すせこな此を家際して
試も合てるすれは不届事も又事の後先人に後事年に事年一事手中
為様は先其ゑ如むらすしはもち入洗人を云てる勝者様にも中又当此立此

[illegible]

近年ハ目立ちしてもちかけ候事多し

一 昔ハ病人に人参を用る事稀也小児のなとハ大病にても人参を用ず
多く気を充法りける病人ハ莨菪を一分も二分も合せ近年ハ小児の
弱きにも人参大かたのにもちる下延莫茶大かた合せ又六十年
以前ハかく加減の大病にても人参をもちゐず

一 昔ハ五十俵七十俵位の小身なるハ麻上下自小袖持て人前に出る事
相識もなき人多し近年ハかかる延のしたなる小袖大かた相持持女
りのなし

一 昔ハ用事のある紙ならし稀にて丈ニ寸よりも長く出来ハ
大方なり出る丈ニ寸とすみ紙ニ寸まりて稀也其後は紙も年々
十分一ほりで本人ごて使ひし紙やき之近年ハ日より寸も半も
ひ紙拾ハ上封に綴りし後封紙を入れ半切の紙なとも用てなく
六十年ニおよひ半きり出来也

一 昔ハ若き氏愚不通ひをりくなどハ大遊びハ先ん男の気を荒しき
人ハ稀に生れ付の事叢なる男気象自慢するもなし妙なるもの

在候ハ我も無僕一僕でも通かとるまかすほと公ほ時為し大分の家
愚不功者なる到る熟ミかまして浪人のいまして男ハ為し其ハ
先合令を抜へ刀脇差の拵紛る抜小袖相識絵近為し
功者ニ法令して抜候脇挟と求め男ぬ傍に気写の為し
不ケ身も半年もうる細物類ひなし人四身もなし草や
華やかもなしらんて何ことも先になんし顔のなまれ髪の結
月代の形近功者の表居仕七才の頃よし女ニ姿へ流れきたり
悪風ニ成らぬ候功者同在しても又ニ依る悪不通ハ小さき人ハ
時在人ニ似妙る各別ニ立派也物なくて悪不ハ通ハ人一風ニて
ゆするなるらん少しすれハたらくまのなるよし代通ハ人々も起人もありの
中光もゆりゆてゝ悪不おちてみそらもとるましかまと先なる法の
人悪不ニ起ゝり在ても人多し衣装も結いし外見出家幼年
身ても任美らしきゆかしくれし金銀もあらで志らく流りすゑ
おしらく海のことゝんならくの北ひのことすゑてあたうまいろの在弟ニ
あい六十年ニゑさんちやとりゝて婦女は順く風也ぬもり丈まで候ん

かやう風悪敷へかへりさる事さんちゃも出来るる也、ことに存し夫ゟ外指ゟ
ようゟかし三年の後ゟ稽古十分の仕方ゟ無中にてはかのあんちあいつの
ゐるもりし指ゟハ十も十五も切り立て竹刀ゟ切りたて通し候
れいて無之

一 昔しハ壱ケ年の内ニ壱度も二度も夫力よことにて枕抜よ来るかい
やうも力を竟尾をとりしやりさるうしき事有しが其年ハ竹刀を
こふ稽古のさもがし事もなき事今の竹刀を乱抜内にハ鬼継ぬ上
候ゟ波引あゟ御備ニ弓を嫁ニおさめさまたけ時代替り候へども

一 昔しハ振舞客来候節ニ何ニ而も出し代金仕舞して酒肴出し
酒と出す肴と出し御客衆勝負のせしハ多く候代

一 百年も以前の昔しハ傾城の役目ハ武日評定所へ出て公事合候
女四人の用のゐ又ハ無給ニ年々勤候

一 大昔年中傾城の役目ゟつもん首を洗ふ役也又樹ハ首を洗ふ
ことなり

一 立てらの北ハ本庄ゐんだゐきりの事出しとも出しけ其基本なり

ましゆ家ニ出る事百年以前の昔しハこんゟゐ切とらし事五月節く
しきんさとうけと来し芝居ニ鉢巻しず城刀と衣にて貝吹
三人数と揃へ五月節句小旗を立甲を出す衣装之物を供ゟ備
むけ来る右の子供合戦致六日休ますに来るべき此節時ゟ二日
ゆ故六日節句分ニ揃ひ候ゟ二ニ中合物出候内今日出仕
来んと人数五十人も百人も大人も二十人も首ゟ二ヶ内ニ来る衛
ゐるきやうの子供何人も振り出し酒肴抜出ゆ故六日剋限ゟ合
ともの子供人数五人も十人も打合揚ゐ所ニ而も日暮し迄り来
人数一組へ何も五十人百人も少々ニて二十人ばかりハ来し拾六日
前このかしかしき何と二人も二人もゐりて出候振舞ゐて候ゟ
子供の内出入り甲若ゐる子供何大将と成り旬御立人の子より
甲若何迄ニ参てゐるさまきゐ何も立家と来る様と有之勝負と申す
此ゐんとゐ切とらしハ成人の時節備立仕べき事也大昔百五十年
以前ハ左有り百年も以前延有し百年ニのりてゐんとて今ハ其
指残りもなし六七拾年ニ而延五月初めにさゐ見せし城刀を

夢も得りく見ると子供もとらて五月廿日子供菖蒲ニ而弥老しおきとも
若とれすき飾せしぶ刀を売ほと見て幟けりく鯉両本の子供に至るて
其後十人もすべ人も集りせし幼切とし〻大昔ハせし幼切を額木の
様松ニ而備頭する所性命きりし候てうしの赤の本の清髪とちり
せし幼刀迷刀の事ハさせ来まて作り中見かくとし作り本合家新
まうす貞又あしら候て子供ちも人ミせし幼刀十振十五振も持居
観玩作無松とかし家へ五月節日ニ日ほ迄遊りとりさせらるとし無意
せし幼刀も皆しの作り事と違ひ大刀の如し是くるり雨りり
持頃ひのいきん日ひとも幼町役者無人すまね持中より抜きさん
すし飯ほし見出ハ年年すきしとみくじ又五月ニ雨とて夢を
としのへるて見るとり申さくハとすて箱の松に持てそとらしく
様ほハ牛若五條の橋ニて弁慶と戦ひの所又ハ小鍛の草次作
其外老所気有役ある士の勇む所を人形ニ栂くえ子供勇気を勇む
んさし出んうねせと年ハた我の人ニ笑り甲ハなし

一 百二三十年以前の昔しハ女の湯動せとさし〻来すくも如し

昔ハ役の書算第さし勇む友あらん嘘うちとそう〻て国ト〻たとへば
書を離別して五日十日生ハ甚一ヶ月の内又弥書を修し直しる時
初の書ん心にかうじぐり出せる切々あるは読取女とお寄清合して見ハ
替ハ作ハお付り稼ある所数ト読合様々ある付男おかハ学ら様ハす
あらば数ま方のらまんハ五人三人有と女と読取の事ん失とまかある
女とすくほりと借り人数ホ人三十人も百人もある代相見え様ん書の
才ハ役をまて此使家発板の支ハ出ししとハ同気も有らん様動お
作月発日作付き来るく〻ん女持ハ存具ハ本当の御々様取り来ちい
あり大阪見え十と拝木当ハ戸ハ大きと帳家有しに大す当る見え
新書すと字も都参出合ある新書ハ中迄新書残ずす作る此作
てすしと中ある有さ流すなく出得も一生の頃之所能所も来ん得来
得ハ十四作日作付得入れと是すぐし其後男のかハ切ら様家初
中老付ら使者無々使き女とらも役男出合ふ中清之与其後日張き
两り離別書出わら欠作の女ハ作法大数とら若流当りとらんくり様々と
若しくすきを恵髪を乱し両ハり嫁りまのし或ハ弥老出しくらしく難

出立してんまつにあつかひを拵候ても更押寄せて門を取りて女房
乱入ありて家をおし上り縁座敷へ上りて其所に付仲人をも追出し
来る女中に先書の晋礼の饗女部にて其女中目付と出合其中にて
八坂さかへ参り居候へ[illegible]
荷ともに二三歳打まれ出女ハなし七十年以前八十七年の
有しか聞伝へ候時分ハ十五六歳打まれ出打し候事
百年余り以前の事にて候

一昔ハ古き(?)祭の節ハ年に祭(?)振舞の内にも古き(?)ハ何れも
仲人も聞き(?)相手(?)其(?)年ハ有し振舞の日取にも有之
神経(?)出し非常(?)有し祥(?)理を以て書(?)に太(?)筆を取てかき出し一礼
有しか何れも[illegible]一礼取て[illegible]
節一流おもしろき大騒動まて神楽(?)杯(?)[illegible]
是を拵て節仕立(?)ハ出来(?)候も[illegible]
小節とても中節にても今ハ[illegible]
今ハ何のさたもなし

一昔ハ浄るり小うた浪花(?)の音曲を半ハ祭り出浄瑠璃の始ハ薩摩
信長公の時分大藤(?)といふ者有之大藤の語出し候
其所にて[illegible]と申ハ浄るり始り也
城(?)会(?)目(?)角(?)[illegible]
其外に[illegible]
年寄出し候[illegible]
中にハ小唄の[illegible]
作り読(?)[illegible]
おかしき[illegible]
おもしろき[illegible]
中付[illegible]
女こともあまた[illegible]
諸しき[illegible]
せわしく破(?)[illegible]
読(?)[illegible]

斗ら一曲の仰ニ而ハ屯ニ座を付てうらひ候ハ下しまり信太公
起ま以能く如し也付きせんと思ひ而ハ此段ハ思の仰て候なより
出ふ而段七郎座ニ橋本筑後と云ハ初代竹本大隅ニ而遠く
相なさる事持ま有之しを七郎座ニを上るり寛文頃の始め
早代竹の作也如し出来之ハ原ハ何と付て申し候同ハ上るり出竹の
事を語りにる事られハ上るりと名付て新浄るりと云ふ也
事りの始也右七郎座ニ事ハ寸し也を無双候て信太夫に語り
白くりかひ出人感を得て名乾ぎ仏しの元祖也其後無双加賀西ニ
りいも作上文弥宮角太夫何れも合せハて下り出し大坂ニ候合ニ
三味線ニ合て浄ハ西也し出人感ニ流へうり信長公迄の頃
今一流ニ成りも近今段ハ無之の御ま勘数出して静寐の成
文弥りも語と宮角太夫ニ而十付者句西分れり今段ハ大江宗右
妻子を作形文ういじのをを語りうら夫上る者ハ橋本筑後
[illegible]
[illegible]

一
十二段ハ牝本家の浄瑠璃語者之ハ筑後掾浄瑠璃也今ハ[illegible]
形也抑又三味線斗りニ而ハ無之しも出来んと有りも文弥宮
角紹十八段の文の徳取ハ不して人形を持来人形の仕手[illegible]
てら御付申し別く心いらん下の事也もれくもいらん出来り家の旨示り
大まて殊ニ人形ニ浄るりの文句の様を仕形りして人形を出す也
あれ語り始る段ハ此二流斗なりしも語て芸数出来し
一
六七十年の昔しハ竹本浄瑠璃数流ニ三十流もありしハ[illegible]浄るり
語り座頭数党ハ微ゆしく人ハ[illegible]流々流気へくてて国し[illegible]
浄るりの内にも殊能きしも人[illegible]りも[illegible]流[illegible]
ニ吉原の座頭浄るり上手の名をとり一流もの能気へ[illegible]
ましく今にも諸方ニ座頭ありし一流ハ[illegible]浄[illegible]
かんら此ニ流[illegible]の一段物十二段気ある事とかいよのほにて
語人はさげるまって信て其数ニて語りより浄るり数[illegible]
りの[illegible]語る一日の内て二段も二段も同し浄るり語る者多数の
あまた[illegible]又ハ信太夫[illegible]浄瑠璃二流[illegible]衆

同じ女の淨るり昔の人ハ寄に候面白からうか今新浄るりも聞及
すきうたハ女子ハあまたまつりし人の此昔と違ひ候ふや

一 昔百五拾年以前迄ハ説経と申て人集候処ハ立て上られ候らし鉦氏の
おしみ坊主有りし其前を作りしたる昔時の家の名を取り申て
さゝらんよりし拍子とりて坊主成説経人面白く語り候立て
ものハかくし其後百三十年以前の昔し説経より坊主
かぶき者のしかしきまりハ作りうけしまし人変ハりよし拍子をきゝて金
より捨る流りて説経人も其身付被とのよん中に七しと家業をなしけて
持の外成しかるひ歌文字の数三十一字にして先ニ五七調ニ
うらしけ其前しりも今の拍子のかと前よりハすくなし
説経とわしびたりけ其後も今より作とうとう景清の
おかみからて出したる時世かとりしたり人にハ語三十字の前より説経
世に語申説経数物起之候し人出来説経中の前ハ作りもの
おもしろく語りし前としたりしとかく其後若前とふる語物としりし其家の
初ハ神楽町三前舞妓所出羽道源左衛門とふ かくむなさき只男也

一 説経人形遣之人のあやつりと共人形ぬまりハ形を作り操芝居
作りしより有し元此源左衛門とハ海を下りしとさるへきをく
取りて諸方を廻り揚ニハ志通りしとき
其後ハあつまり人来りして舞ひ候ハ若の衆亭主の手ゟ取
せう様まい辞退も付候亭主も有此かくのかく同しもの同じ
舞を操返し神の時分迄の振舞を作り操源之丞
立起り舞ハを初め其後ハ二十七年舞ニも後出
きつき先も此起こし有る

一 其後六拾年以前の昔を松屋町の操芝居三町程東り屋とん兵衛
此所に出来候ハ又花井もと三郎五郎村若源五郎と申ス由川氏五郎
之操芝居を松屋町ニかくれなき吹男様子をきりの名
其今かくしと前を洞出し候説経人形のかんくとりて元家を淵淀く
原又家之其ハ操にてあかく語りし此亭主始時出来つくり
出しより松屋町ともう今の堀町の末も六七十年以前ニハ松屋町とも申
堀町とふべくなし

一 洋ありの元も古く海老丹後屋代しとら在所々ちかき百年以来八
替えらる六七十年以前のことより在所々さかまする之もの不足伊勢
大坂永栄七年は生佐ありや実はれ其か中する也様の名や六十年
以後もよありて毎日無てありて皆人も年を除して同じ洋あり
毎日生ても在る人を費へは芭蕉出小の弦に昔より出る生へも在り
ざりかりし
一 六七十年以前は女中はかくしき人中借持ざる人はあしく人にも在人
女中を煮小袖若は持ち人大はだかし持想弟も金箔にして一国行司
義のまゝ箔のまゝ薄小神也針妙も衣装をも持する御の世小多
下も家老の妻持也おりし持もてはだかしと在る人は被え帯持
又は正月衣裳男の奥中目黒する時女を此かし女の奥中
小袖之も是に針妙はなき也る
一 昔は下々侍中も奴なかしも在人も家無く夜を着しなかし在る
衣料のの紙衣の又なくさもん七年前級なかし出世の侍之事
此しかし人夜も着し

一 侍中百姓かしも堅するもの
一 主人にかくし借物りてるに来るもの
一 欠落りの
一 作くろしきもの
一 無不足さするの侍中百姓も主人に討果し又たけり箇条もし
在々海非定る時分し近年中々国々六七十年以前は様々なる公
家々在々海ありし逐年はさ様の料仕九分も可し両ち主人
薙共すてるまもしやう女
一 六七十年以前は当人気をもいもみつかいてまを何て又親のい付を
是の付もかりしらをやかましまをつくさゝる作し家来し主人にもの主
家来もよもとつきりしらをやすしと年は父母の前にもとつく
事は御当大切ぐよかくてるもなりて無作くひも無し老に行衣
昔しては貯りするれば親くると思なあいしらんもかて親しくの
身も身しるまねくそうしてたちはする衣自分らくと好むあてえ
子のあいしらんもあかるくしてもしや心の作くしてしかてる代

去ル亥の暮ニ至ルよふニ成ルとて一　當国作法の是合の
文句ニ至り小ふくの文句の内ニ有ても中々ニ其ノ外の
為避き候て候らハヽ紀年ハ私の俸禄ニ相応の男の子供ニ渡し
當る又其の外ニも在候ハヽ半世ニても渡し置き候て祝言の
いたさん為ニ付人ニ才切り候様外の悪事仕出し候ニ及候
一　七八十年以前の昔ハ五六人男女の縁組是の中へ入候ニ付　
さんハ一世一人ニ而已差出し候得共仕出し出渡シ是ニ付人
出ニ而牛ニ其ノ人ニ人の身ニ付ニて相渡候故ハ有給ニ而
當世ニも何かもハ入ニ女の儀ハ五人ニ而御家中ニ並御
家中ニも人代りニ御仕候て細又而ハ其右ニ而候ハヽ右ニ付
相ニハ何ニ入ニ不便成ル中ニて右ニ而人同前ニ相成候ニ
候ニ付ニ是ハ五ニ付ニ五六人同前ニ而何ニ而ニ而ハ相ニ其儀
當ハ此ニ付ハ比較ニ入　人代り出シ候ニ付ニ而召出し候
一　八九十年以前の昔ハ小者之の内ハ破損人足ニ出シ百石ニ付ニ而
不出百石ニ付ニ牛出シ五百石ニ付ニ二人被出候　其人ニ付ニ相渡シ来り
人足ニ付遣シ其上人足の出候入ニ付百石ニ付二人宛ニ定メ一ケ年ニ二三人出シ候筋也
壱年ニ五六度出候人足の枝持ニ一ヶ年二壱人宛持て足り候ニ付中石
修理の人足ニ出ル者ハ壱中石ニ抱の被下置候小者様の中石以上ニ而中小屋
様ニ遣シ候人ニて右作業ニて大石様ニ五文之内ニ入候而中間　御城の普請ニ
候ニ付何様ニ而悪事仕出し候ニ付年々ニ付ニも無之候御人足
候ニ付不成中ニ付人足大庭迄候様ニ　候ニ付ニ付ニも相渡シ候而
文ニ是ニ付入用之　相人足宿日良分日前ニ付候の内枝其外人足小普請の
用人方ニ付紙ニ付日何方の小普請ニ付人足何人出シ中々様ニ普請
年より死ニ付候何ニ付ニ刻ニ付候ニ付ニも何方ニ付日壱人ニ付ニ付二人ニ付
御りニ入人足ニ付出しハ初ハ　是ハ相ニ付ニ付有合候普請場ニ相届ケ候ニ付
中ニ来て相ニ付ニ付比ニ付ニ付ニ付ニも日積の中ニ入ニ付人ニ付ニ付人足出候人
出ニ付御普請大切ニ相勤メ候中ニ付出ニ付其日晩方七ツ時迄相遣シ普請
支合ニ有候ニ付ニ付の中ニ出ル町ニ付ニ町人ニ而普請人足ニ請合ニ付
出来ニ付請合の町人ニ入ニ付ニ付ニ付ニ付ニ付ニ付ハ百石ニ付ニ付ニ付何様ニも遣シ申上
中迄候ニ付ニ取り合ニ付ニ付ニ付ニ付ニ付ハ百石ニ付ニ付弐朱ニ而請合ニ付有

又ハ三百石ニ而も寄合衆も有之所也より家屋敷持ちまして清とも尤
人ハ毎日御扶持方其町人の前へ請取之まゝ其分の金子を遣し申候て
請合ニ而かゝる町人ハ勝手宜敷者共請取候人ハ是より
前遠く不遠候者共ハ人足勝手難儀之者出し一十ヶ所ニ而も互ニ御用
人足ニ而も中及相兼請人足候節ハ曲事ニ而も御座候得共往来
いたし候事ニ而是ハ先ツ文化ハ大町人の請合ニ而致し百文ニ付金壱歩ニ而
小売請合之者ハ先是を後又小売請合百文ニ付壱歩此分ハ其ニ而百文
以下も出る也

一 昔しハ牛込の御堀端ニ御当町ニ而も須田久左衛門様並の
屋敷并町ニ而牛込方ハ小泉半左衛門殿七郎左衛門殿筑前守様
並び牛込ニ而中ニ一間の御坂百間も御座候而牛込ニ而当町と申
坊ニ而広く毎秋也なく甚だ危く御座候中程ニ而御座候
小十人衆ハ小泉半左衛門殿七郎左衛門殿屋敷ニ而御座候て御座候并木
次左衛門殿小林吉太夫殿と申候ニ市ヶ谷町方より出来
候屋敷ニ而出来候坂ニ而七十間の町幅ニ而申候甚広く候

右御門前町之出来候ニ付也

一 昔しハ上野宮寛永の比上野ニ建立之
一 昔しハ上野と申処
一 昔しハ本所ニ屋敷無之方法の須田畑ニ而御座候 御府貞享の比
御武士屋敷あかり元の如く田畑ニ而有り候後又元禄之比元の如く武士
屋敷ニ成る今武士屋敷也

一 昔ハ牛込江戸相応之方法の比相平清兵衛殿 御府大川ハ柳原堀ニ而
此辺の者の下通り吉祥寺振通り坂抜水戸殿御堀通し牛込ニ而御門迄
坂抜相通候処坂あけ申候小石川の御堀出来申候
屋敷ニ成る此辺出来候節ハ寺院の御神田明神辺通る
新屋敷ニ畑牛込ニ而先々武士屋敷町屋敷も出来候而此所の坂
此書付元年月出来ニ年の中ハ相成候処屋敷中家之段々屋敷人足
此書付ニ半分し水戸町ニ而橋本ニ而之

一 昔しハ芝新堀ニ而元禄の比ハ 御府
一 昔しハ新橋芝ニ而御門無之
文照院様御代宝永の比 御府

出来享保九年正月十五日大火ニ焼失せし也

一 昔しハあん乃弓町ハ与力同心斗居屋敷ニ而組の頭与力同心諸居屋敷
となる所の諸士屋敷と成る

一 昔しハ堀町ニ見首なし今ハ所々見首ニ放る火の用心よろし

一 昔しハ江戸中かうかうし焼きに火事らさいへきりしと年
大ニ所かまはす焼きたる

一 昔しハ村年女後ニ屋敷方ニ而町風呂屋稼出来し諸様其者を
左し風呂屋迄於女房有りしを勝諸人ハ出入し喧嘩なと有故
御法度よなりしとやこては何方風呂屋ニ出入も御はたよ
実家ニ丹後へかうる人ともいふ丹後なといふハ今何達も伊達ふ
者其と女房ともいふ人まかせのするなるべし

一 五六十年以来昔ハいうわかきの男女ての若き者も湯屋なと諸身分ハ
中ニてうくしもふて互ニ出入ぐ息子娘の類ハ諸合して子ニて
壱ニハ井しく中諸せじ老人あんと人ハ此さる家来刑罰のたつて
云合せにせ新子又身ふして諸合する事かまくと年ゟ妻となす

新くの事成諸合する又妻女娘共御事共ハ新まへ返しかくしあき新
他人ニ嫁ぎの者へもかくし作出しさる人の縁家の又家是迄きを取込
ことらへハ第ニ右様の事ふしも年ゟ年ハ自然らし家老
する者右御家へ返る人男き新類ハ右仕の女房仕出来しん
ある若者ハ女ハみな女ふりしるも年ハ刑罰なき他人の者も親類へ
女を出し祝言有るし也

附録　江都[illegible]

数目

一町人[illegible]のこと
一芝車町牛町こと
一浅草御[illegible]川三拾三間堂[illegible]のこと
附[illegible]仲[illegible]之[illegible]一件こと
一後藤方へ[illegible]金おしよせの事
一本所町[illegible]和[illegible]時[illegible]
一三芝居[illegible]こと
附[illegible]のこと
一江戸表[illegible]
附[illegible]町より浅草[illegible]
一両国[illegible]
一[illegible]代[illegible]

附録　江都官海秘鑑

惣目

一町人脈屋纔笛す之事
一芝車町牛町之事
一浅草深川三縁三分芸妓之事
　附弓師編笠境屋久太郎公事一件之事
一後藤方へ金銀如之事
一本石町其外不時之鐘出来
一三芝居並錺屋大黒屋之事
　附下総家引之事
一江戸青楼郡等
　附石町より浅草ニ至る往還之事
一両国新大橋永代橋町ニ而支配之事
一永代橋往来之人命洲一欄之儀旅行方之事

一 年中旧来役儀
一 寛政度以来町奉行池田筑後守殿被仰渡候ヶ条
一 年番七組役方之事
附 番七組名主役之事
一 町人江相渡候書之写 町人江被申渡之事
一 流行病之節御救之事 御救米之事
一 新規人別加入之儀 沽券之事
一 小石川養生所一件之事
附 病人扱方役之事
一 縁組并御仕置役筋之者相改候儀ニ付可心得事
一 町年寄三家来歴之事
附 享保年中町方人別高撰書

惣目録

一 町人服飾を常ニ心掛候儀申付置候処、近年猥之義も有之候由相聞候ニ付、於町中右之趣相守候様可致候。前々之御触之通、町人共之身分ニ不相応之衣類着用致間敷、女之衣類も一統可被慎候。追々可申付候間、兼而其旨心得、町人共奢侈ニ不相成様可被申渡候。
文化年中子六月町人江

一 町人服飾常々心掛候儀之事ニ候処、近年ニ至り猥ニ相成候由相聞候。右ニ付而ハ今般申渡候趣、急度相守候様可致候。
享保五年子六月 戸田山城守

右年番名主共町年寄大名主之内并町年寄役所へ罷出、当日町年寄樽屋藤左衛門、大岡越前守殿御役所江罷出、右之趣申渡候旨、戸田山城守殿江申出候。
英年番加増之度毎ニ

御書出

覚

一町人帯刀之儀、先年ゟ御停止被仰付候処、近年猥ニ帯刀いたし候者有之由相聞候、
古来ゟ帯刀致来候者ハ格別、其外ハ一切帯刀不仕候様可申付候
一脇差之寸法之儀、七十六年以前正徳二酉年七月長サ一尺八寸ニ可限旨
被仰付候得共、猥ニ相成候ニ付、今度弥相守候様
町人共へ申付候
一先年町人帯刀不申付候得共、町人刀を帯し十三年以前
差免候儀ハ其後十三年立候ニ付、比ニ付合候様候、
町人刀さし候儀御停止ニ付、先年寛文八申年町人帯刀不仕候旨、
拾別二被仰付候
〔　〕
存寄ニ付、帯刀之儀二十八年以前天和二亥二月御停止
先年ゟ相改候處、右町人共帯刀仕候者有之段相聞候、
改可申候

但諸職人之内、帯刀致来候者
町人共帯刀之儀御停止ニ付、天和二亥二月被仰付候
帯刀之儀二十八年以前天和二亥二月被仰出候、町人共之儀ハ帯刀不仕候様
帯刀之儀不及申、脇差之儀も猥ニ不差候様可致候

享保五年六月十四日

大岡越前守
中山出雲守

一芝車町同牛町之牛車之儀、近年牛持共之内、古牛之儀を
売払、町屋之者共へ差遣候処、右牛車不持候者も有之候ニ付、向後牛持共之外牛車引申間敷候
一猪鹿兎狩之儀、町人共之内ニ其者有之候ハゝ可申出候

享保六年巳丑七月

一浅草川筋ニ而漁猟之儀、二十年以前宝永二酉年、御停止被仰付候、
其後享保十巳七月町奉行所ゟ申渡候処、
猥ニ漁猟いたし候者有之由相聞候、向後右之趣堅相守可申候

有之候ニ付貞享四年十八日ニ至り候ハ大庄屋家ニ持伝り古来之控

文言之

徳川二年三百石寛保年中ゟ寛政年中迄二十三百石寛文
元来新田ニ而御伺之上ニて御定被成候ニ付寛政年中ゟ御尋之節
中之　右之儀ハ右之趣ニ而御座候所御預ヶ被仰付候十八年ニ至り候
遠慮ニ付右百石ニ付御証文ニ而寛永十九年遠慮　　同廿二日ニ相済中候
回二十年来年ゟ御伺ニ付村々庄屋共ゟ代々伝来り候所候
儀ハ不相成候ニ付右五百石ニ付金子差出シ候而相済申候
右済申之候中年十月二日ニ御許容被成候ニ付御年貢御尋候所御年
出候ニ付安政大庄屋被仰付候御尋有之候神尾備前守様御尋之儀ニ付
支配下役人ニ而御作付御尋候而御拝借被成候中年十二月二日ニ庄屋
数ヶ村地家之御預ヶ被仰付八十三年代々支配仕来り申候

一　白銀五枚
一　同　六枚

覚

棄根
箸様尺

一　金月壱貫文　　燈明代
一　同　壱貫文　　御代
一　右之通り御尋数々被仰付候ニ付御座候ニ付而一切ニ而御座候
一　金月壱貫文　　板代
一　同　壱貫文　　筋様尺
一　同　壱貫文　　札銭

右之通り御尋ニ付先年ゟ有来り候処ニ付而御尋之上ニ而有之候而御座候
右夫一切財産之儀ハ代々ニ而御座候
右之儀ハ済申候ニ付御尋之節ニ御尋被成候ニ付遠慮有之ニ付申上候
　　新年月日
右済候目録造大庄屋相続御尋被成候ニ付寛文十戊年
十月十八日頂戴仕候
　　先年ゟ相続仕候ニ付覚

一　新尾張殿御預ヶ被成候石高之義御尋之節　明暦二酉十二月八日
御伺之節被仰付百石目頂戴済大庄屋御預ヶ被成候御田地之儀御尋被仰付

寛文十四年八月十一日ゟ御修復料金百両宛頂戴仕候

一 稲田出雲守殿甲斐庄飛騨守殿御掛之節延宝酉年八月九日ゟ
御修復料金子百弐拾両宛頂戴仕候

一 甲斐庄飛騨守殿小保安房守殿御掛中貞享二年寅二月ゟ廃
末ゟ御附ニ而御修復出来仕候

一 小保安房守殿能勢出雲守殿御掛中元禄六年酉九月十日ゟ御修復
料ニ金五百両宛拝借仕候

一 元禄十一年寅九月浅草ニ而二十三日ゟ類焼仕候ニ付則川上横津守殿
松前伊豆守殿ニ而御掛中ニ上候

一 十月十二日松前伊豆守殿ニ而出雲守殿代地之深川八幡前
近所ニ而御渡被成候御渡素之御材木大小二千六百本 橋木
六百挺外小節有て御払ニ御渡シ

一 元禄十二年辰五月十一日深川ニ而六分之地面拝領仕候

一 同八月之頃御大名様ゟ御金六ヶ度割合ニて頂戴仕候

一 金五両 壱万石ゟ二万九千石迄

一 同拾三両 五万石ゟ九万九千石迄

一 同三拾両 十五万石ゟ拾九万九千九百石迄

一 同五拾両 弐拾五万石ゟ弐拾九万九千九百石迄

一 同八拾両 四拾万石ゟ四拾九万九千九百石迄

一 金七両 三万石ゟ四万九千石迄

一 同弐拾両 拾万石ゟ拾四万九千九百石迄

一 同四拾両 弐拾万石ゟ弐拾四万九千九百石迄

一 同六拾両 三拾万石ゟ三拾九万九千九百石迄

一 同百両 五拾万石以上也

御金高都合二千五百四拾両

一 右之通割合頂戴仕候 元禄十四年巳十一月迄ニ御材木番請出来仕候

一 元禄十六年未十二月大地震ニ而破損仕候付御修復ニ而修復
被仰付宝永七年七月松平甚右衛門殿ゟ出雲守殿御修復料
張五百枚御材木拝領頂戴仕候 正徳二年巳十二月ゟ官銀被下付
丹後守殿御奉行御座候而類焼ニ付両国五年未九月十一日
出雲守殿ゟ右之通被仰付御修復ニ付浅草御橋木七百本 橋木

壱万疋宛御目見仕候
一 入用金之儀ハ先例之通割合を以て 且又大久保方へ勤金 貸戻仕候
正徳六年申六月返上之事済出来仕候
一 勤金 拾両 三分五百文 拾八両也
一 右之通相違無之候 以上
享保十年巳七月
寅屋 久太郎
一 本石町時之鐘之由来ハ 西尾伊勢守様之御代より 万居ル
御年寄 菊麓を先立て 相頼候 古来より 同十年
六月之頃 大伝馬町 本石町鐘つき 孫七を以 鐘つき役
勤申来候 出仕候 御中付し 右孫七 書付を 出候 家田
一 本石町三町目鐘役 孫七申上候 私儀先祖 慶長年中より 辻源
兵衛方 相勤候 御屋敷 拝借 被仰付 孫七へ 被下 御書付候
御鐘造り 遊家之節上ヶ 仕置 大久保 石見守様 御掛り 仰付
浄雲 造り 上ヶ 仕候 浄感 と申 浪人 拝借 仕候 由 寄付
私 祖父 迄 仕付 候 時之鐘役 辻 兵衛 被下 候 付申候
一 右鐘 撞 候 様 浄代 撞 之 御 十二 時 之 内 御付 被仰付 浄感 依 之 出来 申候
銀 弐 拾 壱 両 仕付 被 仰付 候 西尾 伊勢守 様 御 代
十二 時 相勤 申候 鐘 之 儀 御用 以 後 之 撞 木 相 勤 申候
一 酉 年 八十七 年 以前 大猷院様 御 代 右 之 鐘 御 用 に 付
浄 御 申上 西尾 伊勢守 撞 代 銀 被 仰 付 長谷川 様 御 鋳 立
直 之 申候 其 後 又 年 七十二 年 以前 巌有院様 御 代 鐘 鋳 焼
仕 付 伺 申上 西尾 隠岐守 様 御 撞 代 銀 被 仰 付 鋳 立 申候 作 付
拝 承 仕 候 撞 鐘 立 申候 右 之 鐘 去 西 浄 尾 様 御 掛 申候
一 十六 年 以前 寅 年 十二 月 文照院様 御 代 撞 役 浄 鐘 仕 付
西 浄 尾 様 撞 料 借 仕 度 旨 御 願 申上 候 処 御 許 之 通 鐘 撞 代 仕 付
六 日 浄 贖 料 を 北 之 処 御 撞 料 御 取 立 之 御 番 所 御 鐘 料 米 切 手 出 候 奉 行
御 役 所 へ 被 仰 付 候 西 尾 様 御 掛 申候 仰 付 取 掛 申候
一 鐘 撞 料 御 請 取 申 候 先 規 之 町 御 奉 行 様 へ 申上 作 付 被 仰 付 候 御 役 中

御出シ被成候ニ付 鐘撞堂ハ何も古来ハ拙者屋敷内ニ而鐘撞請
仰付候処 家建也ニ而火災ニ而私屋敷ハ今ハ明地ニ成 右之段ニ付
鐘撞堂古跡返リニ元禄十二年辰七月 保田越前守様御代ニ御役
御番請ニ仰付候

一鐘撞堂古ハ十ケ所ニ而宝永六年十一月 松平... 候 仰付候
御役人様之御差図ニ而 仰付候

一宝永二戌年拙者屋敷町内 小間... 新道御明ケ被成候ニ付
右之通... 其外... 拙者...
拙者... 鐘撞堂...
同年... 月...

一鐘役ニ而... 定... 新役...
仰付... 宝永... 十二月... 八文...
御出...ニ通ニ 仰付候

一鐘役鐘請... 町内... 大町小町横町... 町... 百... 町...

享保十年乙巳六月

越前守殿被見有之... 鐘役...
尽シ... 鐘請...
其旨...

鐘役
様七

覚

一... 時ニ鐘... 年...
... 十年... 鐘撞...
請負人...
...
...

一... 時ニ鐘... 請負... 三十八年... 元禄元辰年...
...
十... 年... 仰付候時ニ鐘...
切... 鐘撞...
御方... 被仰付候

右之願年頭之処元禄五年九月御沙汰之上 被仰付 御武家方并
御高札場毛氈ニ而高札ニ十九ヶ所 本材木町南ゟ小田原町
三ヶ所ゟ御高札御役所ゟ方角御免 往来ゟ
御下知并御私領ニ而櫓銭一ヶ年ニ一貫文ツヽ取之有之
下中ハ御停止之処 被仰付候由
一櫓銭之儀ニ付候而は去ル年御渡有之候 堀川通り
東ハ本材木町裏川岸之番所ゟ深川御蔵前之迄
ち北ハ本町ゟ櫓銭一ヶ年ニ一貫文ツヽ取之
一此之櫓銭を当年限ニ而被相止候 作事表ニ而川筋
東ハ本町裏行町通ゟ御船手ニ而櫓銭有之元居宅ニ付
表御ゟ櫓銭之儀ハ以来も加入申間敷候
右之通ニ相違無御座候

享保十巳年六月

右市村
御請負
長太郎

右之外ニ而茂出来之品々沙汰之上ニ而重々被仰付候へし
往古ゟ今以ニ而お持して家業を営ミ候也
一三芝居繁昌之由来之儀ニ付
江戸之芝居ハ日ニ増し繁昌せしが三芝居之儀ハ
昔ハ芝居小屋之儀ニ而享保度年中焼失之節
火事ニ付而芝居元役人共屋根ニ而葺き候
往古ハ大体附を致し候儀
右之類之物入
中山勘兵衛
兼而之
右之願

堺町
勘三郎
葺屋町
竹之丞

木挽町
勘弥

右之通只今迄罷在候根元之儀ニ付別紙之通御櫓之儀者以
十一年以来絵図一件之候櫓之下ニ而御付合ニ而
櫓之儀ニ付御遊候得共…加り吟味之上御依之上別紙之二通
奉入御覧候以上
享保九甲辰年二月
形之通御櫓御免被仰付候
辰正月十日
大岡越前守
諏訪美濃守

右辰二月廿六日勘三郎作之三人御番所江上り
同正月十日右形之通御櫓御免被仰付候大岡越前守殿江上り
同十二日和泉守殿江上り同十八日之内寄合之勘三郎作之
三人御一同ニ而形之通御櫓御免被仰付難有奉存候
下之御座候

一 大奥女中江島一件之節座元山村長太夫
座之者共御詮議之上其後座元之儀不相成候

其節細見之元以来同様細く御座候御櫓御免
仰付候進上之旨相尋候得共
櫓御免之義ニ付別紙二人之名前御座候
済候ニ付水野和泉守殿江大岡越前守殿
御座候江戸中之芝居之
茶屋御座候上御座候
右之如し

堺町儀者勘三郎座之南地葺屋町ニ而
右禰宜町ニ而寛永元年甲子二月猿若勘三郎
猿若勘三郎中橋ニ而
大鋸町之儀寛永九壬申年伊豆之国
入湯之節御座候中橋江
御免之節御座候
代々右勘三郎座元之義
其後堺町之長谷川町桐町之

右之旨村年寄元勘三郎申候

慶安四年卯正月ゟ同七月迄之内ハ江戸江罷出儀仕候處同六年安
青地金のし猿若之在所頂戴仕唯今ニ大切仕傳來り候此節寛永
堺町ニ而仕候所明暦三年丁酉正月十八日類焼仕り右之品五月ニ
内證様江御目見仕候悴ニ遣利致之寺社奉行猿若之相續仕候處ニ
右寛文十年ゟ御下知乃衣紫丸の内ニ三ツ柏紋いたし候
右之品金銀の御箔附紅付猿若之紫末頂戴仕候九月ゟ寛文十年
二十四年之間大夫役相勤

二代目
明石勘三郎

万治元戌年病死仕候
右十二歳ゟ十八歳迄十七年之間大夫役相勤申候然處
後ヶ明石勘三郎生得二代目相續相続候而親勘三郎か紋之付不申
別之芝居扨又只今迄相續仕来り申候

三代目
勘三郎

右五ヶ年大夫役相勤申候

四代目
勘三郎

右延宝六年ゟ貞享元年迄七ヶ年大夫役相勤隠居仕中村伝九郎与
相改申候

五代目
猶
勘三郎

貞享元子年ゟ元禄十四年迄十八年大夫役相勤申候

六代目
悴
勘三郎

元禄十七巳年ゟ只今迄大夫役相勤罷在申候

一 元祖勘三郎ゟ唯今迄年数百十年芝居相續仕来り猿若之座本
仕来り候段相續仕相勤申候以上

享保十巳年 六月

堺町 猿若座元
勘三郎

一 市村羽左衛門書上之写
寛永十一甲戌年二月 座元村山又三郎 頭取歌舞伎芝居 仕始申上

初代堺町ニて給付出来候生国泉州堺之者ニ而若年より歌舞妓芸仕覚
候而其後次郎兵衛と申者ニ頼ミ下り東芝居相勤申候ニ付此者
踊子仕立六人より成初而同所ニて興行を始め大当り申候
初而歌舞妓芝居興行仕候又三郎儀羽左衛門と改名又三郎
子孫唯今ニ至り相続仕候

一 萬治元戊辰年右又三郎病死ニ付 舞村田九郎右衛門へ名代相続
市村羽左衛門義役者仕候中ニ而其節元ニ而右ニ歌舞妓相続仕度旨家
踊小歌三味線之芸ニ而右之通ニ下り者ニ而申候其後相続仕候
且又太夫源左衛門と申候ニ而上方より下り候ニ付右形ニ
中形之者共芝居ニ相勤候ニ而太市村羽左衛門と申ニ而十歳之
時玉川と申ニ而役者之相続ニ而芝居相勤申候処左衛門と改名
初而二丁町ニ相続仕候左様ニ而芝居ニ相続仕候右之通
依之相続仕候ニ而唯今ニ至り相続仕候

一 大猷院様 厳有院様御時代毎度 御城江被召出芸御覧ニ付
百疋之褒美頂戴仕候又ハ御時服頂戴仕候其外御座敷ニ而被仰付
候ニ御座候

一 右又三郎ゟ羽左衛門迄六代之間右之通ニ御座候

一 歌舞妓芝居根元村山又三郎ゟ家初而芝居興行仕来八代
目迄九十二年ニ相成右市村羽左衛門と申候代々竹之丞ニ而代々改
唯今ニ至り相続仕候右又三郎芝居之元祖ニ而御座候

元祖 村山又三郎
二代目 村田九郎右衛門
三代目 市村羽左衛門
四代目 市村竹之丞
五代目 市村羽左衛門
六代目 市村竹松

七代目 市村長三郎
八代目 市村竹之丞
狂言座元 市村竹之丞

右之趣ニ御座候
享保十巳年六月

一 森田勘弥元祖ハ右ニ付
狂芝居取立候年数之儀万治三子年ゟ当巳年迄六十六年
ニ罷成候 仕初ハ右勘弥ゟ中ニ而木挽町五町目ニ而芝居取立申候
初代祖父森田又九郎二男又七与申候者芝居取立森田勘弥与
相改狂言仕候 其節右又九郎末々ニ右之勘弥座元相続勘弥与
只今ニ又九郎与申候 此後太夫又七弟坂東又九郎忘候ゟ相続
勘弥と相続仕候 其後又三郎倅森田勘弥ニ而勘弥座元相続
五代目ニ相成申候 右又九郎跡目ニ又七と申者ハ座元を相続仕候
候 代々坂東又九郎座元相勤申候
享保十巳年七月

森田勘弥 座元 瑞右衛門子
坂東又九郎

右芝居之儀ハ役者共ニ而座元相勤申候ニ付享保十年巳六月町年寄
奈良屋市右衛門方ニ而書上候由ニ付写置申候

一 木挽町ニ山村長太夫と申芝居有之候処 役者生島新五郎と申者
大奥老女江島と申人と密通致し 思ひの儘ニ中[illegible]
候ニ付右山村[illegible]江島を御預ケ[illegible]
ニ付 此[illegible]江島[illegible]
東海[illegible]長太夫
流され[illegible]遠流ニ被仰付 老[illegible]
[illegible]芝居を取[illegible]
[illegible]

一 古しへ御門の中ニ芝居木戸[illegible]
[illegible]
以前[illegible]
[illegible]

樽町三ヶ月 説を揃ふ
いろいろ
伊丹

右伊丹設六十年程以前神田明神社地より大坂に下り所より小笠原
佐々木後坂町に川越伊丹より来りて後出小笠原伊丹より此所に下り所
居下り都伊丹より坂町に至る笠原佐々木所の方より右伊丹より始
伊丹より右五人坂町に至る笠原佐々処より年程以前に宿屋
其後右此所に付五人より出る大笠原并に庭所に出る[illegible]
於是右五人等中に見る

子十一月九日

中山出羽守
大岡越前守

右之通御大久保佐渡守殿江中山出羽守殿より差出候所右老中方も
其後夫切居し候事と存候へ共今にてはや

一 江都有樽起本江戸之畑苅様を宗と定し出て人々にして村々より
出来り申候へ共其の以来ひとしく町に并に長むへし町作政之京阪の
都にて前后皆江戸に下りて妻子を呼ひよせしより人々村々に始り候御家
村々の頭として唯江戸佐雅にて此より後海を限りて出る事俗
本代維吏大岡氏紀州より出て上方より夫を以て事に及ひ実録人
なとより番を立て手細之

覚

一 寛長年中此内堤下に定りて其後庭町と申て今もって所々に定め所々
ゐ家後居に其中に新き並へし坊所にて所有

一 桃町八丁目辺　　　桃下五軒
一 鎌倉川岸辺　　　　右同断
一 大橋之内柳町　　　桂新宗

右大橋之内と申は只今之所堀橋に門之辺と大橋と申桃町と申候所三
河岸之辺に而其外其頃京都方界小路様にも場を申所々に候所町有之候
是も京二条に而年中に尤建柳町と申候右京都柱女町と
名を後用ひ候処元大橋之内桃町と申し候を大坂にて
桃町并に相成候所に段々桃町と申候右柳町に傾城屋有之

御当地遊女之儀者先年より所々ニ散在仕居候処江戸所々ニ付諸方
府中ニ者麹町八丁目ニ柳町と申京町と申候傾城町有
川越ニ在之候ニ付大和町京橋三ケ所ニ相
傾城町ニ罷成商売仕候

一 慶長十年之頃　御城御普請御用ニ付柳町場所御用地ニ被
傾城屋共元誓願寺前江引越御江戸日本橋ニ而傾城屋共傾城町
替地之儀御願申上候処江戸日本橋葺屋町ニ付傾城屋共傾城町
場所相立申度段御願申上候処　御免被成候
其頃庄司甚右衛門申上候京都大坂傾城町之儀
津湊ニ茂有之候　御免之傾城屋共御取立有之候処
御江戸日本橋ニ而御免被　仰付候傾城町ニ而御免被成候
而町中ニ而相定候町中ニ茂相立候事
候事ニ候

三ヶ条之覚

一 遊女を買遊ひ候もの長々逗留いたし家業をわきまへす家財を失ひ其上
長居仕候得者傾城屋之儀者金銀をもうけ申候得共買遊ひ候者
其主人之物を盗み或ハ欠落いたし候
金銀を取り当人ハ身を捨申候ニ付場所を相定一日
一夜之外ハ逗留為致申間敷候事

一 人をかどわかし候儀者御制禁之処傾城屋之者相育候由
人をかとわかし候者傾城屋江売候故其子細吟味仕娘を買候
者相応之儀を致候得者其娘を買取候処親元より娘を尋来候
者共ハ御吟味之上其親元江相返し申候
中ニハ其親元ニ而相尋候得者其娘を渡し申候
傾城ニ売買之儀ハ大金を出し候得者傾城屋共人ニ相渡し候
傾城屋ニ而相対ニ而傾城屋江売渡候儀ハ一切
集り候かどわかし候者共ハ御制禁ニ付娘を売候者共吟味仕候

筆之出しにて御触有之候

一近年御静謐ニ付りんとり（大江戸）ニ段も無之とし、参候遊ひ御
悪事を企浪人共ニ而ほらかし、其悪事共を致出し悪党共人目を忍ひ
往来も宜敷ニ而不相成、此度大家之当所ニ寄
吟味之上御仕置申付候、茶屋ニ而も取締り候、其外
南北江相之候ニ付、往来之者共取調候上、遊女屋ニ紛敷
者共者心得違之者有之、上方辺之候江致し居候ニ付
相止ニ而入込候ニ付、右之通り致し候、尤遊女屋一ケ所ニ
御付候ニ付御仕置之上、以上

御触書ニ而申付候

作付之者ニ付申出候様、以上

右御触之通り左之通り、慶長十七年之頃より御申付
右之通り申付候、御町奉行、右之通り書付相渡候
御奉行所ニ而右之者共御吟味之上、此度遊女屋之儀
御仕置申付候

右之通り被仰付候

永禄二年三月　御触書

右之通り御奉行所ニ而、御触有之候ニ付、御尋ニ付、此度
願之通傾城町之儀、江戸町中之内ニ而遊女屋之
外一切無之様、右之趣ニ而御座候、傾城屋ニ付
して御触之通り致し候、御領内之者共

五ケ條之覚

一傾城町之外傾城屋商売致間敷候、傾城町之外ニ而傾城商売致候者有之候ハヽ
屋敷ニ而も傾城置申間敷候事
一傾城買遊ひ之者一日一夜之外長逗留致させ申間敷候事
一傾城之衣類紺屋染一切無之様、惣而金銀之類不用可申事
一家作普請美麗ニ致間敷、町役等之儀江戸町之格式之通り相勤可申事
一武家町人ニ不限、出所不慥成者徘徊致候ハヽ、住所相尋、不審

被為仰付、其外所ニ而諸出入仕来候
右之通御座候、以上
月　日
一 日比谷之儀ハ甚右衛門儀、吉原町並名主相勤申候、右之通元吉原之頃より キミカテイト
仕付訳ハ年寄相勤申候、甚右衛門儀、往古甚右衛門ゟ元吉原ヘ
仕候ニ付、吉原町繁昌之所、御地ニ御座候、右者御取立之
有之候、柳町之儀者長者町ニ而此所ニ御座候、甚右衛門と申者ニ而九
慶長十七年之頃、伏見町ゟ御願申上、中ニ而家業甚右衛門ニ申付候、申付
江戸中所々ニ而遊女屋ハ別ニ右之者ニ御座候、御取締向ゟ御免ニ相成
御役所ニ相願上候、其後甚右衛門ニ被仰付候、甚右衛門ハ大名之通別
小田原之者ニ而、元和三巳年、四十八年ニ相成候、勘之節、十五歳ニ而南北ニ引越し
柳町之内ニ而住居仕候
一 葺屋町之儀二町目之端ゟ下、此所江戸ニ而芳葉ヲ焼き候ニ付
御役料家主共ゟ差上候所、諸家ゟ御礼出候、天目米並ニ名主家ニ而右京町之名
十二ケ年、元和三年ゟ万治元年迄、四十年之間、商売仕候

一 江戸町壱丁目之儀、御一統被仰付候節、傾城町皆々江戸町ゟ罷出候而
家々之名を以江戸町と名付申候、元和柳町ゟ参り候者共ハ南方ニ
集り甚右衛門も南町ニ罷在候
一 江戸町二町目之儀、鎌倉河岸ニ住居仕候者共、此町江引越申候
京町壱町目之儀、麹町ニ住居仕候者共、引越申候、右ニ京都ゟ下り候者共京町ト
名付申候
一 同弐町目之儀、南北之遊女屋共付、吉原町御免之節、大坂ゟ罷下り候傾城屋共
此町ニ住居仕候、其外ゟ引越候者一両年過候而町並ニ仕、同新町と申候
角町之儀
右ハ京橋角町ゟ傾城屋共拾人斗引越参候而、角町と名付申候、従寛永
二年十月九日町並出来仕候
一 明暦二年申十月九日
町御奉行石谷将監様ニ而、吉原町年寄共ニ被為仰渡候趣、此所日比谷
右之代地として浅草之後日本堤之辺ニ而、右場所之内ニ而五町四方
勝手次第と申ニ付、住居仕候、吉原町年寄共申上候ハ

只拾年来右之処去ル十四ケ年以前迄ハ新規ニ相願迷惑仕候ニ付ゝ右御免被仰付候ニ而
右御奉行様江日本橋之方江御願申上候処其節
不届ニ付御聞済被成下候ニ付家主ゝ吉原町名主ゝ申上候ニ付
其代り以後急度相守可申旨御請仕候

一 高砂町迄ハ二町四方之処此度之通新規堺二町ゝ三町之場所ニ而御座候
一 唯今迄茶屋商売仕候処自今無用商売可致事
一 引料として金壱万五千両被下候ニ付
但小間ニ付金拾両宛被下
一 此町中ニ有之候百姓家之風呂屋共停止之事
付風呂屋ハ勝手次第ニ致候ゝ御免被成下候事
一 堺町之者共出火之節火消役之町役可勤事
但家作之儀ハ勝手次第之事
一 吉原町之義ハ昼夜共商売可致候
但日中迄ニ川越中夜ハ十二時迄ニ相済可申候

一 同年十一月廿七日浅草日本堤吉原町年寄共名主庄司甚右衛門御請仕
右御請仕候
明暦三年正月十八日本郷丸山本妙寺より出火大火ニ付江戸中類焼之節
被仰付候ニ付仮宅願之通被仰付候
同年八月石谷将監様日本堤江御越被成
日本堤江御越場所御見分被遊同六月被仰付候
右之代地ニ引越可申旨被仰渡候
仮宅御商売之儀
仰渡之通商売仕候
御救之儀被仰付候
一 日本堤大門迄
大門ゝ迄 [illegible]

并尾張屋清左衛門方ニ而道を二筋ニ作り申候

一新吉原江戸町壱丁目弐丁目京町壱丁目二丁目角町伏見町共ニ元
吉原ゟ有来り候町名ニ而御座候

揚屋町

右町ハ新吉原ニ移り申候時分広
有之ニ付揚屋共壱所ニ集め壱町ニ取建申候ニ付揚屋町と
名付置清町役相勤申候

堺町

一此町ハ寛永八申年より享保年中江戸町弐丁目名主町人共并ニ手前之
屋敷之内ニ而新作ニ造り堺町と名付此所ニ遊女屋売女致
置候ニ付遊女屋共吉原ニ住居ニ而御座候得共前々ゟ有来り
候所右之通ニ而遊女屋共茶屋渡世仕候家々致候へ共新
吉原ニ入込申候ニ付右之通作り住宅致させ申候

伏見町

一右ハ境町ニ而取建申候所伏見町ゟ造り伏見町と名付申候其頃

江戸町弐丁目之内先年火事之節焼失ニ付新吉原ニ而茶屋
名ヲ付申候

一元吉原大門ニも掲ケ有之候女郎制禁之高札有之新吉原ニ移り候節も
高札御建被下候所元禄七戌年十一月川口摂津守様御奉行所
御奉行様御建被下候其文言左之通

一前々ゟ制禁之通江戸町中端々ニ至迄遊女之類一切不可隠置
若於違背ハ其所ノ名主五人組迄可為曲事者也

辰十一月

一何者ニよらず医師之外乗物一切可為無用
附り鑓長刀門内江停止たるべきもの也

十一月

御検使
大久保甚太夫殿
中村長太夫殿

正徳元卯年七月御建置文言

定

一 焼荒之制禁之如く江戸町中端より南延北并ニ払張窓敷之ハ
共遠背之案ニ候バ、ゟ南之者ともハ人頭躰主迄可為曲事者也
一 医師之外行者こふ寄家一切不可有之旨
附 結構付門内ニ出候事ハかくまじく候

五月 日

市奉行
永井[illegible]郎殿
青柳[illegible]左衛門殿

一 保田越前守殿御代ゟ与節元禄十五年午二月廿五日日本橋ゟ
通町すじ御代官所之内傳馬杭御建被下候

市奉行
中田平左衛門殿
吉田吉左衛門殿

御傳馬杭御文言
南方 橋北南方大手之町并付
北方 橋北北方ハ御代官所付

今井九右衛門殿御代
山[illegible]代左衛門殿
上野重右衛門殿

右傳馬杭打換候ニ付享保三年戌六月七日御免被下候
橋北西方大手ゟ踏ゟ之札新右衛門付
橋北南之方ゟ之札今戸町江付
踏 新右衛門付
橋北北方之踏ゟ之札今戸付

市奉行
長谷藤七郎殿
平野武右衛門殿

一 日本橋御傳馬杭今度下町之末戸延長京間之百八拾五間武左衛門
義幡延長京間八百間余都合拾之町余吉兵衛大门ゟ本庄延京間百
三拾五間様中京間八拾間趣締メ武万七千六拾七年
元和二巳年傾嫌町場所ゟ本町明暦二申年迄四拾年同二年
日本橋ニ川越享保十巳年迄六拾九年 都合百九年
右吉兵衛養ニ仍貴先祖ゟ大黒屋ニ本願ニ仍縁因年出火焼失仕候
御日付相記ニ御杉杭之心覚ニして書紀置或ハ常ニ疑ひ仍而張
大概右之通ニ御座候

享保十九年寅七月

一 両国橋新大橋町年寄支配ニ被成候年ゟ度々周囲ニ修覆を致し
安楽ニいたし人々往清之儀ハ勿論大川ニ永橋有之万民之悦ニ御座候
江戸ゟ船舎来ハ大川通り両国橋新大橋ニ而十七年程 有年の御事

新右衛門町
　名主　又右衛門
　同店　喜右衛門
　同　喜太夫伜　喜三郎
　喜三郎伜　又右衛門
　又右衛門伜　又右衛門
　又右衛門伜　又右衛門
　又右衛門伜　又右衛門
　当名主　又右衛門

大久保佐渡守殿町年寄役料ニ而修復を被申付候所両国大橋も永々
年寄ゟ支配いたすべき儀ニ付佐渡守殿ゟ宝永年中ゟ永々町年寄ニ
町年寄ゟ支配被致候宝永四亥年之書付之写河内守殿御渡被成候町年寄
大岡越前守殿を以御申之節同所ニ而被仰付候御渡し被成候

　両国橋
　新大橋

向後町年寄支配ニ被仰付候事
　宝永年

右之書付越前守殿被見候ニ付其文言ニ而者修復役ニ而作事方ニ付市中ゟ
橋之者町方江附ケ候ニ而支配いたすべき旨両国橋新大橋之儀ハ御目論
橋之内之付ニ而其年中之茂請之小橋之内之付ニ而右ニ而修覆いたし候人足囲候
人足之内之通り相渡し候所越前守殿高度々長く脇ニ而取計一儀ニ相見支配
ニ仕候ニ付御渡被候橋之儀者損し候ニ付清之

一 両国橋之義修覆之儀ニ付其内々佐清者上役取りつき

享保年中町奉行より並河町奉行へ申渡に此橋ともハ今ゟ鋳物師
奉行より出入有之国橋ニ被仰付候處元文元丑年御修覆ニ付御修覆被仰付候處大工
御普請等有之候處此橋御修覆被成候節内藤善左衛門出来人江戸ゟ其後下ケ御普請年
御手当ニ付御奉行所ゟ被仰付候や二年程ゟ此橋相成候分其後下ケ修覆年
打捨置候ニ付其以来ハ吉田伊賀守殿御預り之橋ニ相成候
付吉田伊賀守殿ゟ吉田安房守殿御預り伊賀守殿御修覆ニ付男子弐人有り
嫡子ハ大円院殿御修復之儀御座候ニ付一円御修理之御用
河内守殿不被差置候ニ付其母其後御預り男子ニ而生候か
御分ニ被仰付大円院殿ゟ別段御修覆仕候御付吉田伊賀守殿
歎願し候得共不被仰付候

此普請ニ付而ハ此年宗右衛門殿見分ニ付御修覆被仰付候
拝領之年ニ付被仰付候ニ付御修覆被仰付候而今ニ至り候得共
其後ニ至り御修覆出来候ニ付被仰付候儀御修覆之處
被仰付御修覆吉田伊賀守殿御修覆被成候ニ付大修覆被成候
御座候間右御橋門之儀被仰付候

拙者ニ而此一件ハ少々ゟ伊賀守殿ニ而御修覆被仰付候様ニ御座候へハ右之通
掛り之橋成被仰付候ハ、大ニ有之候ニ付其御修覆之儀可被仰付候や
其外之日光ニ而御修覆被仰付候御預り之通り御修覆可被仰付候事
往古ゟ御修覆被仰付候御修覆一色ニ而被仰付候や
御修覆之儀被仰付候而御修覆被仰付候大円院殿ゟ被仰付候
其後ハ御修覆被仰付候而古之通り御修覆被仰付候
右之通ニ而御修覆被仰付候ニ付因之人ニ遣し候
其後元禄九年迄十五年之間御修覆被仰付候
米左衛門殿被仰付候ニ付先祖旧記ニ相成り候ニ付
右之通ニ而其御修覆之様ニ候

同橋元禄享保御普請事

是迄橋之儀ハ元禄九年二月南国橋御普請ニ付被仰付候
取り立之下年中大川之橋修覆ニ而長崎奉行被仰付候
同心新材木御渡奉行大久保安芸守殿被仰付候事

八太夫儀手代仕太兵衛子乙女儀助之家出仕として町年寄之内喜多村彦右衛門

拝借西升候者共ハ村名主共出来ハ其節町奉行所へ支配之上弐人之金壱両宛

九月六日被仰付候以後八部町奉行支配被 仰付候其後手当之通

元禄十六年未十一月廿九日大火事之節橋西之方半分焼失致し候節

伊奈半左衛門殿取計之橋懸渡出来候処 其以後之通之事保二戌年

町奉行支配ニ被仰付候所修復有之候而町奉行支配ニ被仰付候

新大橋掛候之事

元禄六年酉五月六日より深川町 御舟蔵御用地之前通り中ノ橋へ

御修復も浜町水戸殿下屋敷之前深川元町江被架 大橋被仰付

小普請奉行衆より掛り候以後右之通掛候之事 被仰付候

有之候桁木百七拾本伐木之通御普請之節入用之品御渡被

御修復之節掛り候ニ付水戸殿下屋敷も右之通之事被仰付候ニ付

右之通掛り候七拾日七日桁木之通被仰付候節之通普請奉行掛り候

中條安房守殿与力安藤小左衛門 帳面差出 新大橋掛出来安房守殿江被申達

一 福島安房守殿組同心中田半右衛門大谷川半兵衛

金子請取材木請人大久保長左衛門 右ハ出入

組出来安房守殿組合出入同心相勤候ニ付用向取計候事

一 新大橋前日ニ被仰付候七月廿六日中山出羽守殿川口摂津守殿

御老中列座ニ而御普請奉行被仰渡候新大橋御普請

被成候ニ付右出精勤方宜敷候ニ付御褒美被下

御紋付ニ而御金七両弐分宛被下之候処御奉行ニ而御褒美御加増被仰付候

出精致し候ニ付御褒美被下候ニ付元祖高井阿部殿より被仰渡候

右之通御渡し候以後十八日中御目付林元伊賀守殿より被申渡

御書付有之候ニ付右之通御褒美被下候与力七人同心

拾人江金弐拾両宛被下之候 御渡之節即日御金頂戴仕候

与力同心江申渡候ニ付右之通御渡

一 翌戌年正月新大橋脇人足并大和守殿被仰渡候石垣之儀御修復被 仰付

此度土橋手切ニ付人足方ニ先人別同心七人ツヽ夜出入江戸入用金七百九拾両壱分
銀七匁余之通享保四亥年新大橋掛直し之節御付町年寄掛ニ而中山
出雲守与力松浦源左衛門山ニ八郎兵衛大岡越前守与力森山信左衛門
御手掛年寄也同心七也出雲守池田喜柳原左衛門鈴木孫左衛門吉田彦右衛門
越前守与力森左衛門町田喜助田源五郎也此時橋杭御手附
戸田山城守殿也同年六月八日ヨリ取掛り同九月廿五日迄ニ成就之処
晴天八十六日ニ而成就也入用金高六百三拾両壱分橋長ケ八大工
清左衛門長谷川也明ル享保五子年十二月六日町年寄中安八
御見分ニ出戸田山城守殿ニ而新大橋掛直し
之節之通ニ而大破之節御一通り出来ニ付共ニ成候
御下知之通御達し之通例之通ニ而同心六人宛ニ而候
御下知也

右は書付写也町人七兵衛廿日市ニ而川原喜助水谷町田家
勘七飯田町喜太郎京橋竹川町南鞘町新右衛門勘之

一 永代橋新大橋之内ニ而御入用之御付町年寄ニ而永代橋
町掛り之事
右新大橋掛直し之節御付町年寄同年永代橋大破ニ付
町年寄月番并見分之事
一 永代橋新大橋共ニ大破ニ付大破候ニ付
新規ニ掛直し候得共ニ相成候事
一 両橋共大破之橋杭水垢合杉丸太長サ積り来年
手入之中ニ付
一 永代橋之新大橋之橋も当年共ニ御入用ニ而候
作事方新大橋之事御入用之御手当之事
寅二月
中山出雲守
大岡越前守
丸毛五郎兵衛
鈴木伊兵衛
右之書付ニ而御中方ニ而掛見之候
御用之通ニ而両橋之内

是ニ不及、御修復之儀ハ当町并町々人共ニ相勤候様被仰付
御取扱有之、相改候事

覚

一永代橋新大橋之内、是迄御取払ニ相成候ニ付見合候ニ付、永代橋
御取払ニ相成、新大橋是迄之通御残し、新大橋之儀ハ永代橋ハ
大川筋之儀ニ而、橋向往来之者共難儀ニ付、右之通申立、永代橋ハ
新大橋同様往来之者共差支ニ相成候ニ付、新大橋其儘御残し
前述之通ニ而御座候

亥七月

中山出雲守
大岡越前守
丸毛和泉守
鈴木伊与守

右被仰渡之趣、町人共江申渡、永代橋御取払ニ相成候ニ付、実ニ
御出被成候深川筋町人共願之上、永代橋御取払ニ相成候而ハ難儀
難渋ニ付相願候、其上願之通永代橋御修復被仰付、其外町人共

ニ而申付、永代橋御修復仕候様被仰付候、右之節御請証文
判書相添差上候、三月廿日
十日大岡越前守殿江深川町中之者共罷出、永代橋之儀御修復
差上申候而、御免之通相渡し、永代橋御取払之儀、深川町人共
其以後御修復被仰付

右之通被仰付候

一深川町人共申上候、永代橋御修復仕候ニ付、橋銭取立
之儀、御取払ニ相成候而ハ難儀ニ付、御出被成候
江戸町人共、右之儀相願候
深川中之町々、江戸町々往来之者共難儀仕候ニ付
御助ニ付、往来之者共難渋仕候
右御免之上、相願候
右之趣、深川町人共江申渡し
右之通

享保六年丑二月

御奉行所　　　　　　　　　　深川町々

　　　　　　　　　　　　　　　熊井町人九

一　永代橋修覆往来之人ニ渡銭取候儀ニ付
前書之通永代橋町々より願之上修覆被仰付候ニ付風雨
洪水之節ニ而も常々町方より十年以前ハ長サ之橋ニ御座候
りへき之処大橋ニ而費用ハ少ニ而も深川町々
大切之橋ニ別而深川町中ニ而ハ江戸町と往来仕候度々
右請之上修覆費用ニ而書上申候通ニ而御訴訟
公儀ニ差上申候

　　　矢之日

　　　　　　　　　深川町々
　　　　　　　　　　熊井町人九
　　　　　　　永代橋向寄
　　　　　　江戸町々
　　　　　　　熊井町人大

右之者共永代橋之儀去ル亥年以来掛ニ付

風雨之節渡船ニ而大川往来之者江戸方へ参候人小児ニ至迄
難儀仕候ニ付其上渡船ニ而御座候ニ付其段申上候所
都之通町人共ニ申付候ニ付右之橋修覆之儀仕候様被仰付候
仕近年修覆之義仕候所修覆ニ付
御大金入候ニ付町々割合ニ而難儀仕候ニ付
掛ニ而修覆仕候ニ付橋ニ年々深川中其外店借ニ至迄永代橋
修覆之儀ニ付壱人ニ付渡銭壱文ツヽ出候ニ付江戸町中其外
往来之者右之通壱人ニ付壱文ツヽ差出申候
右之儀ニ付往来ニ永代橋ニ掛ヶ橋番所定ニ当小屋掛ヶ
深川家持之内ニ而人足代ニ毎日付候ニ付右之者共大概深川中之
往来之者壱人ニ付壱文ツヽ取申候筈ニ而仕候ニ付往来之者
御手形ニ而往来無滞候而往来毎日之渡銭ニ而修覆
右之状面ニ付橋入用金之仕度深川熊井町人共永代橋向寄
江戸町々ニ而一統之願ニ付
右之通永代橋ニ付江戸町々ニ而大破ニ及不申候様ニ仕度奉存候

渡り候ニ付出張候仕候事ニ而往還ニ渡り候者共ニ而右之外永代橋
無之候ニ付小船ニ而渡り候付、風波強水之流も速ニ候
旁ニ而右躰之者共ニ無之事ニ候へハ、右之外渡り候
橋ニ而渡船ニ付、洪水之節用意ニ而格別ニ渡候ニ付
中ニ而之渡り候人々ニ而右橋之内ニ申渡ニ而
可申付候事
四月
中山出雲
大岩越前守

去ル寅年中ニ月十二日弐百計之内ニ而渡し橋渡
用者十八日之月家之町人々出入右新之御普請可被仰付
前之趣ニ而永渡之仕様之越前守渡

永代橋崩落之町々
此度永代橋之事ニ付御沙汰ニ而町々之通

小網町　大川端　箱崎町　南新堀町　霊岸島
白銀町壱丁目　同弐丁目　霊岸嶋川口町　東湊町壱丁目　霊岸嶋町
本湊町　北松町　明石町　十新町　本八丁堀
堀町　永嶋町　日比谷町　南茅場町　永嶋町
青物町　萬町　坂本町　本材木町　南八丁堀
小網町　伊勢町　大伝馬町二丁目　堀江町四丁目

右之町々家舎ニ而御沙汰及ひ候
但し通路渡り候儀ニ付其後茶屋之ニ而御沙汰有之候之儀
今ハ出し候へ共別ニ中ニ而ニ可申候

一　寅年中旧来諸流之因縁を尋代々来代々をかりて安く渡りて居る者のや先
邪なきもの少しも無之人々をいましむる仕置之事に永ク末々迄も其儀を
萬民之繕ひ大岩氏之命せられ雑て寅中之難苦之段可申ね

まし々年人の紛々外ゟ絶えず書類を見し代官ゟ享保年中
石ゟ若日ゟ火災ゟ民ニ書を失し写を差ゟ写し取ゟ目忘ゟ
申候

覚

一牢屋ハ初りハ[illegible]ニ有之候処慶長年中牢屋敷小伝馬町江引移り候由牢屋敷[illegible]
其後[illegible]牢屋敷一切[illegible]候

町奉行始りより之通

神田与兵衛殿　板倉四郎右衛門殿　彦坂小刑部殿
青山常陸介殿　内藤修理亮殿
右之御方ハ御老人ゟ有り
土屋権右衛門殿　米津勘兵衛殿　堀式部殿　島田弾正殿
加々爪民部殿　酒井因幡守殿　神尾備前守殿　朝倉石見守殿
石谷将監殿　村越長門守殿　渡辺大隅守殿　島田出雲守殿
宮崎若狭守殿　松平隼人殿　甲斐庄飛騨守殿　北条安房守殿

能勢出雲守殿　川口摂津守殿　松前伊豆守殿　保田越前守殿
丹羽遠江守殿　林土佐守殿　松野壱岐守殿　坪内能登守殿

一正徳二年以前ハ和田(?)年新規揚り牢屋出来候ニ付[illegible]
牢屋敷之内[illegible]同心共[illegible]立候

下ヶ札

一同心居宅　御用地ニ付[illegible]
[illegible]新九郎[illegible]屋敷[illegible]揚り牢屋出来候[illegible]
同心[illegible]新規ニ[illegible]同心共[illegible]
同心屋敷[illegible]丁目[illegible]

一牢屋[illegible]二年[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
二十三年以来[illegible]六年牢屋[illegible]
屋敷[illegible]

下ヶ札

武様三年以前未年町家并武家共ニ焼失之節表口拾間
四尺五寸裏行拾八間之処寺地
寺屋敷被下候此坪数六百拾八坪也（此内四百八拾坪石出帯刀預り地也）
被尾候石谷将監殿明暦三酉年正月十八日本丸
本丸出火ニ而御本丸焼失之節江戸中焼失死人之骸
取片付之節回向院中ニ而死人之骸取集
候之中ニ而寺屋敷大火ニ而死人焼死候ニ付
不便ニ思召寺屋敷ニ而出火之節死人之骸取片付候様被仰付
御番所ニ而寺地焼死人数之外一命之地ニ遊行
只浅草之橋浅草新吉町表裏迄十万百二十人
余之死人之処者十九日寺地ニ而大勢之死人
本所浅草焼失町八町之死人十付
町方者一万日之中浅草三十三間堂ニ而
拝領御金子之事

一 金百両也　但し是ハ金子也　回向院住持江
右者回向院住持江正月十八日大焼之死人取片付候ニ付
請取之上御渡可被成候以上
明暦三年酉三月　石出帯刀 印判
浅井源右衛門殿
太田喜大夫殿
加賀爪金左衛門殿

御裏書
表書之通金子相渡さるへく候也
豊後
伊豆

一 当寺相定之御礼金五百五十両寺社御礼ニ而　御金子被下之
請取申候

本〻通唯壱丁目中払帳ニ而参ル

一町（壱丁目）…年…居宅普請金…被仰付…候

覚

一酉二月廿七日…類焼…普請…拝借…
…書付…

巳月

中山出雲守
大岡越前守

覚

一三拾九年…居宅類焼…
金四百両拝借　　　…
一弐拾二年…寅九月居宅類焼…
十八年…十月類焼
一金四百両　　太田…
金四百両

十五年…四月類焼
一金三百両　　太田…
八年…十月類焼
一金三百両　　太田…
五年…類焼
一金三百両　　太田…
二年…四月類焼
一弐拾金百両　　太田…
但し乾金弐百両分

本〻通…居宅類焼…普請…拝借…
…

巳月

石出帯刀

本〻手付
上聞ニ達し…金百両…十五日…
…大岡越前守…
河内…裏判…金…
…

石出帯刀方江打込ミ并看病人差出候始末書

一 享保年中帯刀病気差重り候節実子未タ幼少ニ付右ニ差物書役
勤め候中名代ニ帯刀ニ而囚人掛りニ付相勤候由 此節継目
於今年御同ニ而取計候様被仰付

一 囚獄石出帯刀儀病気ニ付御役相勤候処病気差重り介抱も難相成
抱ニ付御奉行所江差書差出申候 右返答 御同役ニ付御相談申候
其返答書付差上申候以上

正月廿二日

諏訪若狭守
大岡越前守

右帯刀差書之儀承候処 御養子ニ而急中上書村井半左衛門儀御用筋ニ付
趣相済候迄之儀 被仰付候 帯刀差出候

石出帯刀差書之写

差書

私儀不調法之御儀ニ付 御憐愍を以 数年御勤仕被下

相勤候儀 年来病気ニ付御暇之儀 願上申候処 当月中上旬頃より 弥相
重り候 依之差扣罷在候処 先年之例を以御用代り 相勤候様 被仰付
候 依之御奉行様方へ 御伺之上 何卒 伜十五歳ニ罷成候 其節名代勤ニ
御役義相勤申候 先年帯刀儀病気ニ付十年以前相勤候例も
六歳ニ而御勤被成候 伜儀幼年ニ付 看病人差出 右中右御看抱を以
御付被仰付被下置候様 偏ニ奉願上候 私儀病気相付候ハヽ 御免被成
右年中之儀 通り相勤候 伜義年若ニ御座候 以上

辰正月

石出帯刀 印

諏訪若狭守殿
大岡越前守殿

右ニ石出帯刀差出候書付之写

一 私拾歳ニ而父石出帯刀御看抱ニ而相勤中上候 御勤之義ハ中央御
願之通り被仰付候 其後十七年以来御役相勤申候 勤方之儀 帯刀ニ
右段中ニ而相勤候処 二十七年以前 貞享五辰年七月 小緒書出候

甲斐庄飛騨守殿御勤役之節松平主殿帯刀儀ニ付源左衛門様
改者在年迄三十七年之間無滞相勤申候右十年以前ゟ相勤候
宗旨仕組之事并諸色迄出来之節役儀相勤候而御用出勤仕候
御証文御改日々之通命相合之儀も夜代之出火仕候節ニ付
積書ニ茂有之候ニ付其後無油断相勤候処今般相勤候右之
子細を願候処享保十年以前七月廿九日於評定所
坪内能登守殿中山出雲守殿御勤役中被仰付候
表御役儀被仰付候処右石出帯刀御看抱之事
御評定所御老中方被仰出候看抱仕候様
同年八月二日御番所江罷出右之通看抱被仰付
勘助ニ被成候此儀今般勤中相勤申候看抱之儀
惣人数之儀申上候右之段承知仕候勘助儀御役中同年十二月
御内寄合之節右三人御列席之上被仰付候右之通勘助様へ
被仰付候旨ニ御座候

辰正月

石出帯刀

諏訪美濃守殿
大岡越前守殿

右書付之御老中方御覧之上元来帯刀事江戸抱入之者
前々之通被下候様奉願候右之趣被仰聞候御国役被仰付
被仰渡候間其旨被相心得候

町奉行所江

帯刀養子
石出佐多緒

佐多緒看抱
石出勘助

右帯刀跡之通勘助儀佐多緒成長迄之内看抱役被仰付
勤候様被仰付候
先達享保九辰二月二日於評定所御老中方被仰渡候
四月二日御城之節右之趣被仰渡候
書付を以被仰渡候

町奉行所江 可被相達候

石出帯刀
養子
佐多緒

右者刀取来り候ハヽ切米金子給候様可被下候事
右親方ゟ右書付を以申達候ハヽ役人共ゟ申候ハ其儀相済候ハヽ
切米金子給候様被仰付候ハヽ其上ニて其節一段ニ被下候
事ニ御座候、牢内役人共ゟ牢屋見廻り与力衆へ申達
二右之通相済候ハヽ与力衆牢屋へ罷越候節御目付衆同道
越前守殿へ申達御書付を以被仰付候書付を以申候
他ニ者ゟ申渡し

牢内薬物之事

一 牢内薬之儀牢屋一通り薬ハ入用ニ付候而囚人共之難儀ニ而
又ハ病人共之用ニ候ハヽ薬種ニ候ハヽ何程成共牢屋
薬種之儀町奉行衆へ申達薬種代ニ仕候ハヽ薬之儀町奉行所へ
相願候ハヽ可被申付候ハヽ相済候事
右之通申渡候　但薬代ハ囚人共之難儀故薬種代にて候

一 新大橋与力并同心共牢屋へ罷越候節薬種之儀牢内役人共ゟ申付
諸事相済候ハヽ牢屋見廻り与力衆へ申達候様可仕候
右之通可被相心得候

戌年十月

坪内能登守
中山出雲守
大岡越前守

右者戌年十月九日坪内能登守殿ゟ被仰渡候御書付之写ニ候
趣ハ右者付候得共右薬代之儀牢内ニ而売買之儀堅く可被申付候
御役人衆ゟ被仰付候ニ付牢屋見廻り与力衆へ相届候

一 牢内薬物之儀町奉行所ゟ被下候間薬種代之儀皆ゟ申付候処
薬ニ仕候ハヽ早速申付候処申付候様申付薬之儀早速申付候
囚人共難儀ニ付御目付衆へ相伺可申候

一 新大橋与力并同心共牢屋へ罷越候節牢屋見廻り与力衆ゟ申付候
御目付衆へ申付候節牢屋へ罷越候得共申付候ハヽ可申付候

猶此度之外ニ追々可申上儀も有之候ハヽ其節可相伺候以上

戌十月

坪内能登守
中山出雲守
大岡越前守

右戌十月六日和泉守殿江差出ス

一牢内囚人共江給させ候汁之儀、唯今迄ハ大根之葉ニ而牢内江相渡シ来候得共、
不宜候ニ付、自今ハ牢之戸口ニ而大根之汁煮立させ、
相渡させ可申候
一雑炊給させ候儀、是迄不時ニ給させ候處、以来ハ不時満ニ心付可申候
一牢内掃除之儀、牢屋敷下男共ニ申付、一ヶ月両度宛囚人共外江出し掃除為仕、
牢屋敷ニ而其節ニ可仕候
一雑炊之儀、牢屋敷之者共ニ申付候而、一月ニ両度宛与力江相渡可申候

一薬之儀、新規ニ牢屋敷ニ而ハ牢之外ニ而煎候儀、夜中ハ不罷成候ニ付
急病之節ハ其儀難成候故、牢内ニ而も煎し候様ニ仕、雑用銀ニ而相済申候
有之候ニ付、右之通被仰付候ハヽ、牢内ニ而も煎し候様ニ可仕候
御定之外仕候儀ハ、牢屋ニ而不遣、急病之節計せんし為致候様ニ可仕候
一牢内囚人共之内、病気之者有之候節ハ、其段与力ニ為知候
様ニ可仕候、尤牢屋敷下男共ニ申付、与力三人ニ而相改候様ニ
申渡シ可仕候
一与力付添候ニ而も、諸事与力見分之上可然候段、大小ニ寄不遣
様ニ可仕候
右之段、其上牢屋敷中之儀者、牢内囚人共下男共之儀共ニ為申付候
様ニ可仕旨、被仰付候、右之段家主并牢屋敷下役之者共迄不遣
仕候様ニ、一同囚人共下男共ニ至迄申付、与力共ニ申付候
急度申付、重而不届之儀無之様ニ可仕旨、申付候以上

享保三年戌十月

中山出雲守
大岡越前守

牢内仕置之事

右之者共牢中ニ而 小野和泉守殿江差上ヶ候ニ付 和泉守殿ニ
而ハ牢屋之儀先日申付を差上ヶ返り候而御伺之儀仕候得共
差配之牢ニても同心を差し入候ニハ差出候而与力中安全ニ仕置候
付与力共も牢内之者世話之儀も仕遣候儀有之候ニ付当大不念之内
内藤方もいかゞ之儀ニ付同年亥二月五日夜用之節小野和泉守殿
江出席大嶋観音寺を以申中ニ而牢屋ニ与力共へ申渡候 先日中
渡し候返り候申上候様之儀申来り候者共ニ御座候中会ニも有之候儀ハ
一ヶ月も之候之牢死者病人有之ニ付牢中出精
諸用書之趣申付候ニ付差上候之儀書付出
右中ニ返り候形之通ニ而牢内之儀申上候月番書付差出
南風裏江差出中遣候ニ付龍之口ニ而仕置候ニ付観音寺
最早返出候之分ニ付返り候仕候様申付置候

一 牢内之儀与力勤方之儀正月病人有之候ニ付 至極之着類致置候
様之儀も申付候事を相改候之者共ニ付世話有之候

町奉行より書付を以申渡す

一 牢屋江参候与力共勤方之儀ハ此度是迄毎日牢屋江相越候
見廻り之儀ハ以来十日ニ一度ツヽ相越候様可被致候

一 向後与力牢屋江日々之見廻り一日おきニも相越候様又者三日目ニ病人有之候
節ハ其節ニ付三日も見廻り候様仕可被申付候

亥四月

中山出雲守

大嶋観音寺

右書付和泉守殿江差上書付之趣を以申上御下知を被相伺候処書付之通可被致旨被仰渡候 同年四月五日 和泉守殿
右之通申付候様可被申渡候

町奉行

紙三枚ニ而与力共へ申渡候

同断

中山出雲守

大嶋観音寺

右牢屋江参り相勤候処牢死之者も有之候ニ付出精相勤候様申付
久々不念之内与力共へ申渡候也

出雲守右書付請取与力共へ申渡候 頂戴仕候 其外之

右之通出雲守殿越前守殿え於御白洲申渡し

一 酒之囚人扶持米之事享保四亥七月七日井上河内守殿江町奉行より
差出し候酒囚人扶持米伺書差上候

一 加役方組之人酒之儀囚人之内扶持米之儀去ル戌年迄ハ相渡来り
一統ニ而当度仕掛り候処此扶持方米之儀加役方ニ而相渡し一統ニ致し
請拂仕候処仕度申候処扶持方米相渡し候ハゝ請拂仕候ハゝ勘定奉行より
被成下候様ニ仕度奉存候以上

中山出雲守組与力
秋山源太郎
赤堀新五左衛門
芦村太右衛門
岩田与太郎

大岡越前守組与力
下村源助
中村三郎兵衛
上坂安左衛門
佐久間次左衛門

七月

中山出雲守
大岡越前守

右同月十九日河内守殿越前守江書付を以被仰渡有之
右扶持方米之儀加役方より被下候
町奉行江

毎月書出し有之候事令伝達候間酒詰之儀ニ而も壱人ニ付
組之者御仕置之酒ニ差置候者共ハ人之年限ニ而酒差置候ハゝ其段申来候様ニ

二月

一 昨日ニ仰渡之趣酒組人酒之儀申付候処ニ付候書付差出し候ニ付
酒入之者共之儀申付候処囚人年数之月十八日岩田与様之段
中山出雲守殿御渡之儀ニ付差出ス

一 囚人之酒ニ差置候儀ハ加役方酒ニ差置候儀ニ付
行ニ差出ス病人之儀差置候儀ニ付ハゝ申来候旨申達し返答可有之

一 来ル七日迄書付之儀存候得共祖父組之者
出来書付差出候ハゝ申上候

一 明暦三酉年正月十八日九日大火ニ而御焼死人九百三拾七人此外所付浅草寺
中付人足三千弐百八拾五人差出申候
浅草御蔵ノ御米ニ而火ニ付焼米弐百俵ニ而金出し人足浅草
中村都合七百廿人差出申候
一 二月二日小〻浅草御蔵焼米百俵浅草左衛門頭取仕相渡
一 安永二年二月廿八日浅田出雲守様御寄合様方様江御付与申候
若左衛門様御屋敷浅草御蔵ニ而御わたし方ニ而小屋出来新規人数
申付候同小頭ニ人足差出勤申候此小屋ニ而六人ニ而六百人程
二人内女ニ相渡人六月廿日ニ而小屋ニ而相渡申候御入用御座候
御定之通申候
一 同四月廿三日 川流之儀浅草

杉本伊兵衛様御役所
平塚伊太夫殿
中沢太左衛門殿
植田伝兵衛殿
佐野左次右衛門殿

右之通御役所之寄合御達候ニ而相渡七間之御渡之百俵之拾石都合米弐拾
石御扶持
右御蔵渡之儀ハ松方入用之時々ニ而御役所ニ而御渡被下置候而相渡相済申候
一 元禄十二年七月保田越前守様御支配方御付之御代官寄合米七石
御扶持方者人数弐合五勺女七合五勺也但拾歳以上ハ男弐合
五勺之扶持米弐拾二石五斗八升者合弐拾五石也御弐合充遣し候人

浅代官
細井九左衛門様御代
服部嘉助殿
町年寄
奈良屋市右衛門殿
手代 八左衛門殿
樽屋藤左衛門殿
手代 佐八郎殿

保田越前守様御組与力嶋沢次郎一主様依而御役目御免無之旨被仰出小川久右衛門殿
松前伊豆守様御組与力小川右衛門殿被仰渡候ハ下役同心無伊沢次右衛門殿御出候也
一 同年卯二月於御役所同心人足用金七月朔日ゟ九月晦日迄御同心御渡金弐拾両
根津ゟ同心弐人組頭弐人被仰付候ニ付長屋元右衛門殿ゟ御渡被成候
一 同年諸書役伊賀并ニ御役被仰付候ニ付代官人足共日々差出し申候事
中ノ
一 同年九月八日小笠原十二月晦日迄年々御手当金二百両被下置候
張丸改丸分年請取
一 同十四年十二月本所小屋新規人足相増申候 御用ニ付為御番小屋
又壱人金子五両宛手当三人横目小役人足
弐百八拾人同心五拾人其年六月二日御小屋矢張御番所弐ヶ所剣弐分
松江壱ヶ所松右衛門ニ申付両国川船ニ御用
一 天和二戌二月小保田安房守様御目付横目清水ニ申付候
同又月甲斐庄飛騨守様御伊勢守様御中間御用候 同年十月
井戸新右衛門殿中根主税様御用相勤候

同人月ニ弐百両御渡所被下候趣御大勢ニ而御用相勤申候
十二ム
一 元禄十二年七月朔日年々御庫御用被仰付畑御普請弐拾両
下水堀御普請ニ付御定人足弐拾人被下置候 保田越前守様
御組与力
一 同十六未四月保田越前守様ニ而被仰付候十二日ゟ御用相勤申候
金弐両宛被下置候
一 正徳四年十二月中旬新規人小屋弐ヶ所被仰付候
小普請小屋弐ヶ所被仰付小屋弐ヶ所出来
上ケ処同月十五日迄小屋弐間相勤
小屋入之人高三百八拾人
節之節三合宛与力衆被仰付
長崎奉行所酒田奉行様御出被成候也
一 享保四年六月中山出雲守様御組与力被仰付八拾人余
其外之者共与力本多様御役目御免八人

一 同年十二月御寄合ニ而　右御用番ニ付人足ニ而御入用　御代官ゟ同
七年十二月ニ御人足人足ニ而　御付郡代へ被仰付　御年寄ニ而被出候
共七人足百五拾人ニ而御借さセ申候

一 丹後宮津御勤番之節　御殿出来御普請ニ付御勝手被　御付川口より
永々出申候十八享保七寅年四月御入用人足ニ而　御付ニ而同年十九日ニ御年寄
大手御普請ニ而小屋地面金子九尺五八十番御座候ニ付　右ニ而小屋御代金
二百五両御勘定所ゟ御渡被成　同代金御渡御勤被成候六月御日ニ人足差出
是迄之通御勤申候

一 同寅五月年数ニ而御年寄之内右御年ニ而御出之ニ付御用之百次郎兵衛　御付
右年の御割合御申中へ御渡被成候人別書ニ而御源兵衛御中間井十人ニ付
為目当貫文被下候

一 同年十二月小石川御薬園人足ニ而　御付御小屋ニ日々人足出申候

一 牛込山伏町御入用吉田五兵衛殿ニ而　御付御同心大嶋孫七郎殿此度人足
弐人ツヽ毎日可差出旨被仰渡候

一 御破損御普請御見廻金子被仰付ニ而十二年来御年ニ而二ヶ月ニ而御座候

御用状御ニ書上候金子御頂戴仕候

一 享保六丑年十月御年寄ニ而御代官所ニ而　十三此度御普請ニ下年々
其御代ニ而御入用ニ付而表御仕上候ニ付　御中奉行方ゟ御用ニ而被仰付
右御普請差置ニ而御奉行所ニ付候ニ付候而御同心衆之内ニ被仰付候

一 同九辰年七月御奉行方より五拾間ニ而御仕様ニ付御頼申上候得共
御断候ニ上金子二百五両被下置候
右ニ而御渡被成候　以上

享保十年八月　　　車　善七

此車善七が先祖を尋ぬるに常長の乱に常州の大守佐竹義宣に仕
奉りて武士なりしかども佐竹本城を落されし時丹波守某京にありし
石田が縁に付て雄兵衛の名をいかし流浪して此所に来て
先とし頼みて来り葦笠を被りて笑ひ物となりて葦笠を被り
永代の世をわたりて神祖御入国の時御代に附て見乞
勝手をもらひて切よりかへど丹波守殿より是まで人足の事勤めし

をしむ事数日にして白旗を送りし月読別に一致にて安下定りしかば佐竹へ行かれし
浪人となりしより　神祖ハ安西丹波が遊女し車を開きし若彼が中に
御後をおはしまさんとせし大将軍かくしと源族多き中に彼をもお頼相なし
此末正しき源氏の孫族として天更今部かし老臣家に随従し
去る田族の気しきもつくろひ心ある丹波後添すべきこと甚
思ひて承り更に定て命し忽ち帰旅の形勢を承り江都門源に
業務をとり進み波が子に吉七郎とて人有しを将軍家に添へ供にて
其の後かれぞ何年　神祖を頼に来らんと仙骨しびたる物候や
庭作りの者となりて江城の御庭に入る也何ひまありし折節
神祖御庭に出させし処を吉七郎見すまして木陰より御前に
目見へ出て其由申しけて後の　神祖車でからあやまち有べからず忽ち
市を君の安泰すべき根籍たらんと用ゐらし給ひさんとせしを
神祖御制し有て何ぞもそやまり申し仰せ波も安んの我心またんかと
入りて枝を切り遊びなされしに枝を取落し合に懐剣を
出し心ありてとられし時よく人の見る事を恐ずる時は人心如此

彼まん恐ずる申し仰せたつり驚きまいらせ候へ酒店せし体なれど。
まだ正し御前有りても我が身も此より召し出し仕へ候が吉七郎は
わかれの心を遊ばしし承ずなく　神祖も頼もしく思召し恩恵を
さしそへむすとの御余しそまさしき承りそうらわしくひとつべしとも
一命を助けましひからんともいわんとなまし得不義にての仕合
して今まで其と喜せんし心を持しが此度を仕損しける事何とぞ
申しかいなくまねていかにせこにて死なんとしくんで御ころしてたまわれと
御庭作りに入りて参りつる細申すなまいあわれみ給ひしまで御庭に
忍び入て主家のかた太刀ならでもいそくしく果て御庭に入らせ給ひし処を
何ひ得ぬより要のものとくいるの刻計りて猫もたと思ひし尉堅ならむと此人
吉七郎家での女ひしら姥火ぬしく小性の人多く有りかならず居しかの
なわれ天心ありくまと此度仕損しくて大将軍かくにまかれしに内にて
神祖を御遠所にいらせられまた小性衆をしにて今秋庭にいるの者
せられて仰召して姥火をものしてまんまな切しと光有りけれど我もしと更
かくて届かれば吉七郎今は通りし事まるる新しくせずて一寺切りにて葬

おごりあるを見合て既に集りたる所に擲棒して 御前に罷出
神祖御覧ありて御尋ありけれは元七郎有りの儘に申上候処
依て命を取るべき処なれ共死を許すべしとの仰なり 神祖其孝心を
感じ給ひて叔父に申付られて罪人の所行の御様子をたつね
現に孝子を罰しては天下に孝を立べからずとて此者の命を助け給ひて
我命をかへて父の仇を討しは孝心の至りなり[illegible]
仇討ちは勤仕すべしと上意有りて叔父の仇とはいへども其の罪は
命を捨てんや果死を申しつけて元の家に有りて死すべしと申されける
神祖大に感じ有りて其の下にて身でかるへき命を取りつけんや此
うけたまはりて九族をも亡ぼし本に切らんと仰有事なれば元七郎
父の仇を討つるへき九族として申しつけ給ふ
是にて取らんや此の事で上意に背き奉らん但まの面々裏を申さん
計りし其に法令の恩を蒙り人間に安る事かなはず 此の麻流の
罪にて入りて年を取るべしと申されけれ 神祖益々其志孝を
御感ありて命も其の首を継して帆を定とまかりし事と今

まつ先にして本意を達する事を遂げたり

一 那人(?)は杉大蔵の書にて守田人の抱へ中 杉大蔵には今に其の家
を以てこれを書き継ぐ
　 右は志村氏の旧記の中に云

一 貞享元年九月廿六日井六郎左衛門様御用人杉田(?)の内にて御付(?)
　 添年月并に御用にて御付廿六年以前より杉田の内にて公儀へ御届(?)
　 御家督の杉岡(?)并に御年寄衆として元禄十二年迄百三拾俵
　 御扶持方杉村(?)伊勢守様御役中村伊左衛門扶持同断
　 御中樋口(?)伝左衛門杖(?)に仕付代々御蔵奉行
　 当代に至り代々御蔵方御用相勤候 是迄右地所にて
　 此所にて何茂(?)二階建(?)向(?)の間今にて代々年中正月十六日迄二月
　 御普請所に御座候 御蔵前御奉行衆には御百石割に御附扣に候間
　 東二階にて御譲渡にて二月御焼火の後代々御出入年中に御
　 年頭より御用を出し六月十七日御門前の家へ出入にて二百石

右同二階堂ニ有之候ニ付元禄十四年巳十二月 松平伊豆守殿ニ
御渡日本橋江戸橋二ヶ所ニ小屋入置非人高弐百八拾人程当年迄
差置仕来人ニ付 稼并壱人宛弐拾文ツヽ七十人ニ而御座候
此段人 松平伊豆守様ニ而被仰付 保田越前守様御勘定
長兵衛左衛門被仰付候而右代小川角左衛門被仰付 日本橋小屋ニ移
請取申候 当時者七拾五人ニ而御座候
一 正徳四年十二月 中山出雲守様ニ 御伺中橋小屋ニ非人ヲ入置申候
非人高二百八拾人 是迄二月十八日 藤吉郎ニ非人拾人宛差置
松平伊賀守様御頭ニ而 稼并御座候而 当時者 人数有之候
出雲守様被仰付 吉田政右衛門被 坪内仁右衛門殿吉田伝右衛門
因日小屋ニ被仰付候 其外七拾人ニ而御座候
一 川々上り候者 御座候而 吉田政右衛門 被仰付
八月合ニ 御座候 被仰付相勤申候
一 享保六丑年十月六日 本所ニ罷在 壱ヶ所 ...
御座候 上り 上様 ... 被仰付 ... 拾壱ヶ日

是人共 是迄相勤候而 壱人 ...
拙者 ... 元禄十二卯年 ... 七年 ...
御座候 ... 右御用 ...
享保十巳年八月二日
品川
松右衛門
浅草 ...
一 ... 長吏 ...
... 作付

杉橋氏ノ御先祖ハ鎌倉表八幡ニ年頭之節ニ而も御神前ニ罷出候先祖
御先祖ゟ内長吏ニ而御座候而別当江十年一書振合二而別当方ニ而形
也其後ゟ年頭之御礼申上候得共又今ニ至り八幡宮御社参候
長吏ニ而烏帽子素袍着麻上下ニ而御勤申候
男山八幡宮江御社参ニ而不致長吏ニ而相勤申候
一禁裡様御所金剛薗大和国の長吏并ニ御杖持代相勤候得頂戴仕候
御花畑之掃除長吏ニ而御所ゟ中立ニ而ゟ相勤御杖持頂戴候得共
御館勤之儀ニ而相成申候
一京都二條御城様掃除同断ニ而長吏下村御勤番勤候節ゟ百文拾文頂戴
其上御縁座之上并ニ而申候支配の長吏も有之候 御城掃除之役人七軒
ニ而役相勤申候も御座候
一寅 御入国之節 杉先祖東海道中出迎鎌倉ゟ御供ニ而相勤申候由 依
之ニ而も御支配 長吏以下支配ニ而 仕其以後小田原氏政公御先祖ゟ
其後ニ而長吏共ニ而も長吏以下支配年頭之御礼申上候様ニ御先祖公ゟ上ル事
杉先祖江被下候

一元禄五申年上州下仁田村ニ而長吏共中之長吏共繰返し御仕置申付候間金子
御停止被仰付候支配長吏中ゟ申上候ニ付杉様之中ゟ申上候得者古来之操返し
申候之御差図候古来之御免文ニ而御書付之御役并
御当家様華御深重ニ而御書付を御城下ニ而申上候今ニ而御持仕
候先祖ゟ之杉中ニ而御支配ニ而御証文ニ而杉様之御下知ニ而御座候
其仕置之上并ニ而支配ニ仰付候
一御入国之節御馬之痛出掃除ニ付 御付之御祈祷衆中江申上
支配之様子御達ニ而御座候ニ而御挨拶仕ニ而長吏ニ而目頂戴仕候
其節ニ而毎年正月十日 御城様御当家ゟ御目頂戴仕候而中当
両御老中之御役人御判頂戴仕候而御目録之上下頂戴仕候而中古ゟ
両御老中之御役所ニ而御判頂戴仕候御戸分御目頂戴仕候
一御入国之節御掛リ役人ニ而延年頭之御礼并日
支分限之頭御年中御挨拶ニ而御勤中ニ而節ニ杉之下役頭得 御老中様御役所ニ而仕候
一御宮下支配之御通行之節古来ゟ杉先ニ而御当地居候御判頂戴
仕候

一 板木摺仕候下形之儀別書之通今般之相省　板木之板ヲ以被下
集方ニ而文字之下形ヲ別ニ刻ニ而下地細工ニ而割出申候以書付
大切之儀ニ文字之集彫ニ而文字下形大小之板ヘ彫移仕候
一 去十八年以前焼失仕候ニ付御注文書不残焼失　細工仕替
頃数仕候
一 焼失前之儀ハ仕来リ候役仕候御代ニ而浅草町小泉町ニ而出シ候ニ付
六拾人之内毎日出勤仕候代リ之者ハ彫仕来り候浅草銀右衛門方ニ而其品
商仕候者共代り之人ニ而毎年十二月両町ニ而商仕来り候処焼失細工之義商之人
焼失来秋一統之家業ニ而相成申候
一 当時ハ御役被仰渡候御用之儀ニ御座候ニ付其月ニ而其細工之儀ニ
御申付候ニ付浅草馬中渡候
一 御役目勤方御座候ハ御月之月之御(?)律(?)儀之外ニ御座申候
小金村頼候ハ律儀之者ニ御座候
一 御仕立一件之役目勤申候　職人　御挨拶　文字帳寄
切支丹御改之節

一 六十五年以前石谷御奉行様御代ニ御座候ニ付御判物所持
職人仕立之人ニ而御代ニ浅草町役所ニ而　御奉行様御書付被仰付
先規之通御改ニ而御改之御役ニ御座候ニ付御勤申候而御伺申上候
其外ニ御代ニ一統ニ相成申候長谷川ニ而其段
御城(?)御座候ニ付御様町役所ニ而御前ニ而御座候　御代官御名前
御用申候
一 年来御役之節御座候町ニ而御下ケ雑物申候
一 大火事之節ニ而御金子ニ而被下置
一 品川ニ而御役所御傳馬御請仕候ニ付　大場重兵衛　石谷御奉行様
頃数仕候甲斐庄飛騨守様御代ニ而拝借仕候ニ付雑物頃数仕候
一 道職之役方去年ニ而御役所ニ而相勤申候
一 丹羽遠江守様御代ニ而　御代官御月番ニ而御金子被下置候
一 南町御中　大岡越前守様　御役方ニ而奉行所ニ而　年五百俵御米ニ而御下ケ被下置候
寺社方ニ而御割役ニ而仕候
一 上坂之中御屋敷之御場所一筋ニ而御役所ニ而御名前頃数仕候ニ付御座候

十八日御祓尾張守殿様御年切之節御祈念上ル物之品書付本棧之内
下坂本棧を井ふ品々
一 林主史記其之表衰之其年貢田地越之座敷中之其年貢田地之
此年貢其上ル不残其御祈念水出其之頂戴仕候
一 材之表衰御年貢頂戴仕りにも御祈念
本之頭此度御祈念付年中上ル品之
享保十巳年九月
浅草 弾左衛門

右之人其説を以すの有りといふ弾左衛門が先祖は元家也人およぶ
秦左衛門射武虎進参人々漂泊して其称てさるよひ入るもの也
なりしが武虎ニ性武家ふして百史不面の志せらしく其頃
東福組る音平ニ西堂其紙を返討しく隠の様してに安保武虎と
家臣とせり武虎も良として仕へより西堂と二人の姫生り其支
さくひろく云ひとよ山すの象りしが武虎も元ふかく云ひさ
志づきなりは家死すべし云ひわじもせ女ともかく此と知らせまかし

云ひ人とれく深まなひを書送りもとさんで膝の袖をとらくさへも
うけひもなきならねべきまらへるれべきと女務之武虎とないく
稀兼此上ハうらい取く逃さらんと村と何ひしく西堂の耳てい入るさく
思ひ彼を一番て死史の勇士と云ひしく不仍のくせものなさ討手を
仰付よと深成するを武虎承く討手のあらはやざるさんと称る深北
藩りせなりさ和更西堂が厳敷下ツく深しとて流兼名家来まらに
実志を深家代との仮玉として西堂ハ疑ひ御ら代元家代人
深家ならして実来ミ下りよりして身を忘の代西堂ハ従ひ代て逃脱が
逆ル之なさして二度人同まらうまちとす子孫まく流浪せなるる
由添を　頼朝公御聞しなく一説成夫願ましなへこうそし候りしに

一 頼朝公ゟ弾左衛門へ被下候御證文之写
鎌倉長吏藤原弾左衛門頼兼
長吏　座頭　舞々　猿楽　陰陽師　壁塗　土鍋師　鋳物師
辻目盲　非人　猿曳　鉢扣　弦差　石切　土器師　放下師

笠原源吾　山本縫殿　坪内筆頭　兼帯　実吉　清歩
柳沢大学　兼帯　役替所　須賀殿
右之面々ハ自今人数ヲ以見及候ハ、夫々言上すべし　此内是非可有之
長吏としても可見ともすべし　湯屋風呂屋ヲも見廻り可申べし
人形師等ハ廿八日ニ可申出べし
治承四庚子年九月
鎌倉長吏
弾左衛門頼兼

一　小田原北條氏直公之節家老人下之状之写
杉　　御判
上別平井村
長吏
九郎左衛門
斯之付右印左衛門可出申之処、右印左衛門構中如何様
之者触許年、然ニ八年平井村長吏九郎左衛門一統別段ニ相立
差扣ら是非可有之ニ付急度申付、小田原江注進可致
如件

治承二年正月十日　〆
源頼朝　下野判
右印左衛門
一　長吏源左衛門清国所々差出候、依此処治田原先代横合申付へ
右印左衛門子孫治田原元屋敷江返す可被申付、然ニ治田原之代
福島様左印江かゝる、依申向後も無遠申付、此之源左衛門
免角申付八州総国を掛之べき事
一　長吏源左衛門所之と相掛候処、厩橋長吏之事ニ有之、此中へ申付候
厩橋代官不川江候、依無承之郷涸也、其之旨又合点有之
急度申付厳敷可致候、御用不足之時は大勢入之上を相守可申候
之候討捨て下決事也依如件
永禄二年八月七日
狩野大膳
兼之
長吏右印左衛門江
写

右之例長吏職安堵被申為始小幡岩黒其外右申付触出
先規無紛ニ有之候ニ付以後相違無之旨申付候様ニ可被
仰付候也仍如件

天正[illegible]年八月七日　掃部大膳亮助判

長吏　助左衛門

御朱印両之例

一　浄借馬者迄従江戸小田原迄之相違無之為出鹿皮白皮御用可承者也仍
如件

辰二月六日

青　常陸判
内　修理回
大　石見日
長　若狭日
伊　備前日

江戸浅草川浅草非人川被為弾左衛門大組小田原迄

右之外御用板目革ヲ被下八枚候之
一　今度浄津御用ニ付板目皮入用ニ付右方々江被為仰
掃部殿江被渡ニ付為代物被渡之下中へ可被
申付候之

五月十七日

内藤修理亮判

鹿皮四百枚之外白皮ニ仕立御通候分国皮作之出弾左衛門江
被渡之仕可上者也仍如件

七月大日

青　木判
浄分国中皮作
弾左衛門江

一　鹿皮七枚之枚細皮中付御通候分国皮作之出弾左衛門江被渡
其之被相下中者也仍如件

石　同人判
弾左衛門江

右　者中合

大炊頭様御用度例之通深尾隼人殿為御使者被差越候ニ付
御国中諸役人并諸町ニ至迄御馳走可仕者也

十一月廿日

青山左近 判

奥平新作左衛門殿

与力代官江

一 此度御武右衛門様御用細段以百八拾枚入用之節出月之言ニ付
御国中諸役人并諸町ニ至迄御馳走可仕候
右之趣早々相達可申者也

奥平八郎左衛門 下
岩田久左衛門 下

右之面々
役人代官江

一 御当番様江御触書付を以被仰付候
御当番様江差出候様被申付候ニ付諸役人共御馳走可仕候事

長つ御役之御役中相勤申候深尾隼人殿病気ニ付名代として相勤候得共
難渋之者成候故平日御用之節も御役仕候得共病気中御名代として
御用之節も男女之仕合ニ付御役相勤申候得共
御当番様御手前之御仕極ニ付上下之儀今相勤申候
御当番御代官平日御用之節御意之男女之仕合相勤申候
相成之上相勤候御新者之者ニ付御用之節相勤申候
候而今迄御勤之者出入之御用向相勤申候
返り御当番門延刀之者出勤仕候得共御役相勤申候

享保四亥年二月
御家老 深尾隼人

右之通相願候処平日申渡候様被仰付候
相列之御役御用之節御役相勤候様ニ申付候
六左衛門殿中村左衛門殿中山田四郎兵衛殿
御当番様江御役所御代官大坂大炊頭殿御役深尾隼人殿
刀番仕候得共御用之節相勤申候
延而深尾隼人殿御出之事ニ候書付

乍恐書付を以申上候

一 此度私共儀御尋ニ付、先年より浅草寺支配之儀、当寺ニ付一通
　去ル亥年中上候、鎌倉右大将頼朝公御朱印寺領之儀ニ付
　右申上候通、御知行之儀者私共持仕候由、国元ゟ御座候
　御拝見之上、右書面之趣ニ付、先規之通り申上候処、大国之儀者
　御朱印下候、是迄之通り持仕候由、右ニ付寺中ニ御座候

一 小僧時分より時代之名跡を渡し、日蓮上人刑罰之節、御定之
　寺々日蓮上人をいさゝか以、寺之末寺法華宗ニ而、尤不届
　右私共持仕候、此儀御尋ニ付申上候

一 御上様之御役、摂津国西成郡大坂村長吏八左衛門ニ付御役儀
　諸事之御勤申候、右之儀書付之以御願別而御座候
　以来無相違持仕候

一 御上様之節、御道筋之御役、御用之節人足差出申候
　長吏共へ私共知行仕申候、相勤申候

一 日光御社参之節、檀家共差出、御泊之御殿之上御入之節、相勤

右之者、檀家相談人ゟ遣不申候、此度私共持仕候由、頂戴仕、伊勢大乗院様
寺僧ニ、御上様之節、相持被下候頂戴、今以所持仕候
右之通り相違無御座候、書面之通、以上
　享保十巳年九月
　　浅草
　　　須左衛門

御役相勤申候覚

一 御入国以来毎度御願ニ付、御経読誦仕候
一 御法事毎、御用相勤申候
一 華経御用諸事相勤申候
一 御用之一件、先規之通相勤申候
一 御年始焼失之節、因人御前ニ而御役相勤、又御遷宮ニ付御供奉
　申候
一 御石之節、人足差出申候
一 御触之節、木石枝寄人足差出申候
一 御仕置之一件相勤申候

一 円応寺ゟ右勤中ニ而
一 冥八別無之郡ニ出入致方ニ而新祥仕
御出張ニ而罷出候ニ付 諸殿ニ而本日罷出仕候郡ニ而
渉南北江罷出候出入之松江ニ 御付法事罷出仕候
右之通被召合右勤中ニ候
享保十巳年十月
浅草 彈左衛門
長吏職年 法名 利河
友代官 四郎兵衛 太郎兵衛
山田五郎兵衛

右件 右大将家御判之旨ニ而相模國鎌倉世井長吏利久江被下
八ヶ國長吏下知之被仰付山田長太郎彈左衛門東七郎左衛門道
行者八幡宮拝領以下役無怠右勤可申候如件

右相公御判 鶴ヶ岡之郡ニ而時宜遂之
大永三年癸未二月廿三日 鶴ヶ岡少別當法眼在判
大永三未年二月廿三日
長吏 太郎左衛門
御判
法名 利河 雅久
下總倉世井長吏
極楽寺分之円田畑
壹貫五百文之事也
前々如く出置ものや
乙丑七月十六日 資親
極楽寺
華悦中

右数通之文言書抜取調候ニ付、右趣之紙面ニ而御[illegible]差上候より
御差出候旨被仰渡[illegible]

一 小石川養生所一件之儀ニ付、施薬院之儀鰥寡孤独之病者
並其外之者共願之通ニ被仰付候由

養生所一件

一 養生所之儀、享保七寅年正月麹町振袖町目町医師小川笙船と
申者、施薬院之儀ニ付目安箱ニ上ケ候ニ付、同年十二月廿日大岡越前守
殿ニ而被仰付、笙船同道ニ而御用相勤候処、養生所之儀被仰付候
趣ニ而被仰付、笙船儀ニ付[illegible]ニ而御用之節ハ相勤候
ニ付此段申上候

一 施薬院之儀被仰付候ニ付、右施薬院之儀相願候
儀ニ付、施薬院ニ而病者共療治致候様被仰付候
不残之者共施薬院ニ而療治被仰付候、右之趣ニ付
右之趣御触町々江申渡候

右願之通ニ付、施薬院ニ而書付取調候処、右施薬院之
儀者、此度町々家持之者共ゟ申出候趣ニ付、右之趣
相違無之旨町々名主共ゟ申出候ニ付、此段申上候
町人共之儀料金を以被仰付候ニ付、右之趣
金子之儀相願候処、右之通り被仰付候ニ付
右之趣申上候ニ付、右之者共ゟ申出候

右之通御座候

下ケ札
此ケ条之儀ハ江戸中之施薬院ゟ申出候、病人共療治
致候様、病人共者病人之儀申出候、男女施薬院江入
可申候

一 右之儀申上候ニ付、右之者共ゟ申出候ニ付、右之
者共町々家持之者共ゟ申出候ニ付、右之者共施薬院之
儀申出候ニ付、右之趣相違無之旨申上候

右之趣兎角[illegible]申聞候

寅二月廿日

右之通書取[illegible]相渡候

町奉行へ差出候書付

一施薬院下役[illegible]人[illegible]病人[illegible]同心[illegible]掛人
下役之[illegible]施薬院[illegible]
[illegible]

一同心壱人[illegible]病人[illegible]
[illegible]
病人[illegible]

六月

[illegible]

一施薬院江[illegible]医師[illegible]小石川[illegible]一五人[illegible]毎日
[illegible]病人[illegible]施薬院[illegible]町[illegible]医師

一病人薬之儀[illegible]役人[illegible]病人[illegible]
小川笙船儀[illegible]病人[illegible]
又ハ[illegible]毎日[illegible]
下候

一施薬院江町奉行与力壱人附添毎日[illegible]病人[illegible]
[illegible]病人江[illegible]

一町奉行組同心掛人
同心弐人[illegible]
病人[illegible]

一下男八人[illegible]
[illegible]病人[illegible]

一女三人[illegible]病人[illegible]
右[illegible]掛人[illegible]

下ケ札

一飯焚弐人　一汁焚弐人　一水汲弐人　一小使四人

一病人扱候役人　一門番壱人
並せんし　〆下男〆弐十八人

一施薬院江参り候病人呼出し之内ニ而薬を請ニ参り申候ニ付銭弐拾文与申
右約ひ看病人見計ひ其外療治之儀相頼り
但病人ハ雑事之儀ハ家主入用ニ而相賄ひ候ニ付致候付
一病人江蚊帳手当之儀仕来候ニ付其外秋冬之分
内済して相成申候
一病人施薬院江参り候儀寺社奉行江申上候ニ付吟味被仰上
施薬院江相願申候
一病人性名相改施薬院与申名医所与申候[illegible]
相成候ニ付七月中申候
下ケ札
箕輪之分日々七十二日[illegible]
一病人平愈仕候ハ[illegible]相成申候

一療治之儀ハ[illegible]寺社奉行町奉行[illegible]
吟味之上療治仕候ニ付[illegible]
相成候[illegible]
下ケ札被申
中候
一施薬院者小石川御薬園之内ニ[illegible]相願候
施薬院趣意入用相頼り
一金弐百両[illegible]
先年之[illegible]相頼り
右之町方[illegible]
[illegible]
一金弐百[illegible]
先[illegible]
右之[illegible]
[illegible]

下ケ札

此度御尋ニ付御手当金弐百六拾七両余之内ニ而[illegible]借用

且百七拾両程御手当之内[illegible]病人数多ニ付此上[illegible]

而是迄仕来之通被仰付候様ニ仕

一 月々被下方之儀[illegible]薪炭其外買物等[illegible]

[illegible]町方之札ニ而[illegible]

一 諸事病人[illegible]医師中ニ而[illegible]

一 病人[illegible]有之[illegible]御薬[illegible]人ニ付百文

[illegible]病人[illegible]

[illegible]

中ニ而

寅七月

大岡越前守

中山出雲守

一 小石川御薬園之内養生所小川笙船[illegible]病人[illegible]

御目見以下[illegible]今度小石川御薬園ニ而病人養生所

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 養生所江[illegible]

[illegible]養生所江[illegible]

右之通[illegible]

右之通[illegible]養生所[illegible]病人[illegible]

[illegible]

右書付[illegible]町[illegible]

[illegible]

一 養生所江[illegible]御[illegible]

小普請組安藤主膳支配
島田太右衛門
同組戸田采女支配
酒井安右衛門
右両人申合中一日ニ壱人充罷越候処表生不出候而ハ病用ニ兼而町年寄木村ニ而出番役人ハ小川笙船伴丹治ニ而申合候病人
薬用之儀参人看取之候而者渡世可致
申付札
林良基伴も去ル九月より流行御免日壱人充兼而可申
右両人相申之病之者附御役人ニ申越候而木下道庵病用相済
可被仰渡候事
小普請組安藤主膳支配
右同
木下道庵
発表佐渡守内
八尾伴庵
右同
三宅備前守内
堀本安
右両人木下道庵同前之病用兼而申渡候　御付札
右道庵手伝候之
宣十一月
一同年十二月大久保長門守殿御渡之右書付ヲ以被仰渡候趣承知仕被申上候右道庵儀者右人へも申渡候
旨被仰付候
小普請組安藤主膳支配
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　
木々丈庵
同
伊丹兵庫支配
林良適
右者表生不出来ニ付右両人申合之門前壱人充罷出候町年寄
出役人ハ小川笙船伴丹治ニ而申渡候処此間病人相候
申付日ニも相越可申候様申越木下道庵相勤
佐渡守内八尾伴庵三宅備前守内堀本安
奥津能登守支配木下道庵代表生不出来ニ付薬之取扱候様林良適

病人療治ニ被仰付候ハヽ御家中之者有之候ハヽ松井養叔外急病之節
役人へ申越候ハヽ罷越療治致候八尾伴庵山本長叔ニも申付候
其之節ハ申付候
一 月日日日夜ニ泊番ニ而相詰候宅ニ而藤堂佐渡守殿家老
召連て病人之節ハ申渡シ主人へ申付候

藤堂佐渡守医師
八尾伴庵

今度養生所ニ而御取扱被仰付候ニ付林良適療治致候ニ付伴庵致出役
致シ御用中其外急病之節養生所役人へ申越候ハヽ其段相願
可申候
山本道庵堀本長叔出役不致之節急病之節相越出役可申候

養生所ニ有之雑書之写

一 養生所ニ来リ候病人ハ随分入念見届候而得と相改療治致シ
随分念入療治可致候

一 病人ニ而参リ候者ハ罷出候而用ひ可申候ハヽ其一応用ひ可申候
右之病人ニ而養生所役人へ申付候而其用ひ可申
一 長病或ハ難渋之病人ハ支配之仁ニ而相渡候様急病人ハ相談
可致候役人小川笙船并ニ申付候ハヽ養生所へ可被申
一 病人ニ有之笙船并薬法相勤ニ而療治可致候得共其方ニ而薬法可申付
笙船ニ而相渡候而可被申付候
一 養生所ニ毎日詰番壱人ツヽ相詰候而当日当番之者人数日々相心得人ニ而
隔日ニ一日ツヽ相勤候笙船并見廻リ相勤候ハヽ其外申付候外療治致候而
随分念入候様可申付候
其外外科医師ハ毎日相詰可申候
一 病人ニ而参リ候者ハ林良適山本道庵隔日ニ毎日見廻リ候様可仕
外科急病之節ハ山本道庵八尾伴庵堀本長叔出役之節ニ申付候
一 病人之儀ハ支配人ニ而申付候ハヽ病人之申出候者へ申付候
之内外科医師之外下役門番ニ而相渡シ申候
一 病人之其外用ひ候ハヽ其外病人ニ而相勤候様ニ中間下女

一 右ゟ渡候ニ付病人遣候節付可申
人参用ひ候病人ハ有之候て医師見立代銭ハ十ヶ年賦ニ而取立候儀ニ付、右人参用候病人ハ年寄同心并
諸事世話役可致候、病人ハ作法之儀ハ十ヶ年賦ニ而取立申候
書面之趣可被致候事

一 病人之内貧しき者ハ可被為救候儀ニ付而代銭ハ十ヶ年賦ニ而取立候筈
申渡之上病人之内療治中ハ格別、上ニ而其病人之内至而貧窮之者ハ願之上被下候
義も有之病人之療治中ハ其所ニ而其所之者之世話ニ可申付候

附 病人ハ全快後も病所ニ而少々之所も有之候ハゝ右同様ニ可申付候
右之病人出入之儀ハ当分面書并役所へ届候上ハ年寄同心共へ申付可
出候事

一 病人ハ病人共ニ而相対之儀ニ付而同心并年寄十分ニ見届
申渡之上一同ニ申渡候、附而ハ右之者共ニ而可申付候
右之者へ相渡し、年寄同心立会病人共ニ申渡ニ付女病人共ニ
可申付候、夫ゟ同心并年寄共ニ申付候、病人之内ニ
相渡之儀ハ用心之上ニ而病所ニ入置候儀可致町人等

吟味之上ニ而病人之儀ハ急度不致様ニ可仕候、病人之有之候て代銭ハ
十ヶ年賦ニ而取立吟味可致候事

一 朝夕病人之食事之儀ハ出入之者共年寄同心ニ而相改入念可申
一 朝夕病人食事之儀ハ役人見届可申付、看病人之中間
下女ニ而申付可申

一 通ひニ而養生之病人ハ病所ニ而相改、病人之年寄同心ニ而も不及申可相伺
養生可申事

一 門出入之儀ハ暮六時限り可申候、暮六時過候而ハ同心并看病人立合改可
申事、并暮六時過候ハゝ年寄同心ニ而相改、夜中ハ門出入之者急度
可申候、猶其外之儀ハ可申事

一 女病人ハ長屋別ニ仕切、夜中一切男出入ハ致間敷候、看病
人ハ下女之内ゟ申付、薬湯水之用事并病人之儀ハ年寄ニ申付、同心并
用事之外ハ上戸明ケ不申候て付女之内年寄同心細ニ申付
明ケ候用向之儀ハ年寄同心立合可申事

一 右之外之儀ハ病人共之用ニ付夜中之用ニ而も其所ニ而取計可申

用向有之候ハヽ罷出候様可申付事

一 病人入湯一ケ月ニ三度ツヽ可申付候、但男入湯之節女病人入湯可致事

一 病死之者有之候ハヽ初病人之親類江申越、親類有之候ハヽ
死骸可相渡候、但無縁之もの病人共申付取計候様ニ可申
渡之候事

附、万一遠方之者病死之節ハ早々役所江申越候事
養生所江参候親類共申付候事

一 大切之病人之義ハ申之胡乱食事等役人共見廻之役人
見廻可申付事

一 若近辺出火之節ハ早速病人共場所江立退可申候事
附、臨時之節病人共早々近所へ移候様立退可申候
并ニ可申付事

寅十二月

一 享保八卯年二月水野和泉守殿被仰渡
町奉行江

中山出雲守
大岡越前守

松前伊豆守組
青木弥五兵衛
同 与右衛門
田村武右衛門

大嶋肥前守組
刈谷源大夫
勝俣多左衛門
梅井新八郎
町田三左衛門

大久保淡路守組
篠田小八郎

右九人小石川養生所病気養生所町奉行申付候
町奉行所立会候通申付中組中申付候段申渡候ニ付
中候ニ

養生所 名元江申渡候

一 養生所之儀和泉守殿被仰渡候和泉守殿へ申上候 養生所之儀養生所之

乃乗下候成候様奉願候事

一 私共参候ハゝ病人之様子ニ候ハゝ一統ニ難儀仕候ニ付奉存候

一 若御中ニ而大勢之者一統ニ難儀仕候

一 看病人之儀ハ病人ニ付候様仕度奉存候

一 養生所ニ而出候病人共之儀ハ其後御座候得共[illegible]外ニ而養生仕候者之儀ハ其段御座候得者御下知ニ存候趣養生所ニ而御座候而可被下候以上

以上

養生所江遣候病人之事

一 右病人之内ニ而親類も有之候者共御座候ハゝ其段御断申上候

一 手代大勢有之右病人之内ニ而家業相勤候者共御座候ハゝ家主ゟ申出候様仕度奉存候

一 病人之内身寄無之候病人之儀ハ右之趣申上候

右之通養生所江遣候病人之儀ハ三百人を限り候様仕度候

右之通相違無御座候

右之通御座候ハゝ病人之儀ハ此方ニ而御取計可被下候

右之養生所江病人之儀被仰付候ハゝ養生所ニ而御座候事

八月

大岡越前守

諏訪美濃守

同年八月石川近江守殿被仰渡候写

町奉行江

医師

岩谷長順

熊谷玄才

有賀内膳支配

大橋屯好庵

右養生所病人之儀并小石川養生所江遣候病人之儀ハ林長庵遣候儀ニ而御座候

右之通御座候一日壱人ツゝ相勤候様ニ存候

以来右之者共相勤候

右之通申渡候ニ付奉承知候以上

一此度甚兵衛儀御目論見仕候小川筋町屋取立之儀奉願候
弐百九拾坪之儀ハ一ヶ所ニ而御座候ニ付此辺ニ住居仕候
地主壱人ニ成り去月十七日ニ住居願仕候ニ付御手代中ニ而
町並割合仕候上下谷長者町ニ道立候より屋敷表割出候
裏行拾八間五寸坪数百十四坪余ニ地面を請取仕候
南側小川左側迄表通不残相勤仕候[illegible]

一篠五郎作儀先祖由緒先祖以来御用相勤候ニ付御宝塔御造営之節町並割之儀
篠五郎作之中ニ而其先祖以来相勤候ニ付代々御手代之者共へ申付候
[illegible]八百両

町屋割之覚

宗右衛門
篠五郎作

右五郎作儀父宗右衛門代々先祖以来作事方寛文七年二月廿五日
町並割被仰付候大工棟梁之儀被仰付候[illegible]
右家督以後作事方相勤御目見仕候儀共報上相勤申候[illegible]

書面之儀右之通相違無御座候
一年頃之儀報上相勤候[illegible]月次御普請御用[illegible]

七月

右享保六年丑七月戸田山城守殿ニ上ル

大久保[illegible]
中山出雲守

覚

一寛永十九年日光山東照宮御宝塔御造営之節父五郎作儀
作事方相勤申候[illegible]
毎日御造営中五郎作儀一生懸命相勤[illegible]
[illegible]
大猷院様御代[illegible]
御老中[illegible]町並割[illegible]
[illegible]町屋敷[illegible]

右之通御尋ニ付書上申候

享保十九年十月

祖父宗治
父宗右衛門
篠五郎作

浮穿鑿所

一　高弐百石　　串引広生僕小室村之内

右之通當年年分様五郎紀にて所望百石未遠下来候者也

寛永十九年六月十九日　　様　五郎紀

保科弾正　判
半十郎　判
対馬　判
豊後　判
伊豆　判

吉田甚右衛門殿

以上

一　稲垣若狭守由緒之年断年寄(ニ之家七)稲家之事、保年中御取付之家出上
右之通先祖由緒書
稲垣若狭守水野大炊頭次男水野大炊七男水野保守次男大形縁子浮若康忠

後稲垣三右衛門と改名

一　永禄三年父保年寄三河苅屋ニ而討死仕候、保右八歳ニ而御中山罷
権現様江御目見仕御傍ニ而御奉公仕候、十六歳ニ而元服仕
御一字拝領仕康忠と申候

一　元亀三年味方ヶ原御合戦之節、保右十八歳ニ而一日之内ニ信玄之旗下
[illegible]五郎赤備ニ而御旗本武人討取、其後入来人大久保甚右
衛門と申処、保右相ひ御座候、御感之上翌日首を取とて三郎次と改名
上意ニ而三郎と改名、其後権現様浜松御退陣之節信玄士卒追来
保右矢矩を八郎と防戦其後訴ニ御陣所状仕候、天正三年五月長篠御陣
之節三郎酒井を被仕候稲信長公ニ而進み処、先陣に信玄麾下
杉下生之討取、信長公江浮右彼稲三右衛門ニ御働き之
上意御座候、御合之物ハ家名を稲之改申候
天正九年五月勝頼之後陣之浮合戦之節稲三右衛門抜枝之花を奉献
候花軍之吉凶を御尋ニ付、御感之上法院之紋を抜枝之紋申候、其外
三右衛門儀遠江国之支配ニ付御見八右衛門目付相勤申候

御入国以来天正八年八月十九日ゟ江戸町中支配仕候 御材木并神田川玉川
上水支配仕就別發端節之内實ニ小日向金杉ニヶ村御代官并兼町年寄役
相勤候ニ付帯刀常仕来候處 御停止之節も町年寄を被仰付候旨ニ御座候
常憲院様御代ゟ以御停止ニ付 御出入町年寄ヲ以一同ニ御停止ニ付帯刀
仕候ニ付 御救中ニ而玉川神田玉川安永二年を道普請支配 被仰付ニヶ村ニ
御代官之儀細川井九右衛門在勤中ニ而 本之通り先祖御奉公仕毎年正月
三日年頭 御目見正月ニ而御礼之事 御成先ニ而
御目見仕候 私代迄七代 御代官相勤中ニ而 青貝柄鑓差免
權現様ゟ拝領仕候品 所持仕候
一 東三河國御入國之砌先祖被仰付ニ而 慶長十七年東海道中伝馬之
壱里塚出来御用相勤樽屋藤左衛門奈良屋市右衛門両人ニ而被仰付候 先祖
樽屋藤左衛門青荷築立させ候節御紙拝領仕候
一 寛永 戊年 大猷院様 御上洛之節 樽屋藤左衛門上京仕
御目見 御紋付時服頂戴仕候
一 寛永十四丑年類焼之節金子五百両 明暦二年類焼之節銀五拾枚

貫目同年大坂御蔵之白米ヲ以蔵之拂ニ付銀三拾貫目宛町年寄
三人ニ拝領仕候 此外諸御用之節被下候品御座候
本之通り安田之書類六十九年以前寛文年出火之節焼失仕候
享保十年八月
奈良屋市右衛門書上之写
私先祖大鍛冶家之氏族ニ而候ニ付一旦加州奈良之居住仕候
權現様三州ニ御座候節ゟ被出御所三州ニ而越前ニ居住仕候
御入国之節御本丸ニ而供仕候 其後近七代御役相勤申候 先祖ゟ書上
仕候由緒書祖父之代ニ焼失仕候
一 年頭御礼正月三日 御目見同月上様之事 御成先 御目見相
御代替も 御目見仕来候
一 天正十八年江戸町中支配ニ被仰付 神田川玉川上水之支配仕就別
奈良屋之内實ニ小日向金杉村御代官兼町年寄役相勤候ニ付帯刀目
見仕来り候處 帯刀御停止之節町年寄ヲ被仰付 被仰付
常憲院様御代ゟ停止ニ付 御出入之願ヲ申上被仰付候 書上神田川

玉川安水之節ゟ支配ニ成候ニ付村々御代官之儀も細井九左衛門支配被成候
一天正年中塙之寺共ニ下モ之御堀之寺所町之御蓮花町間従
相成見下候旨　御黒印ヲ以下迄頂戴仕有之候
一慶長年中　東海道中伝通並里塚出来之節御用相勤候者　幸良左
衛門太夫ニ而　被仰付相勤候付御免状頂戴仕候
一寛永年中類焼之節金子百両頂戴　明暦年中類焼之節御朱
印状其節同年御引越之節以下迄頂戴之儀被仰付候所　候明暦年中
三十人江被仰付候御朱印ニ被成候　被仰付候所　類焼之節　類焼仕候
焼失仕候事分ニ而不足候
享保十年巳八月
喜多村彦右衛門書上之写
私先祖喜多村弥之丞儀　権現様御入国之節江戸表ニ而御用
相勤候　天正十八年　御朱印頂戴仕江戸之年寄之内ニ相成来九代相勤
申候　先祖弥之丞儀遠州之者ニ而　仕候　明暦年中　焼失仕候
依之私儀　雑書を以申上候　寛永十二年以前二代目喜多村彦右衛門

大猷院様江　氷餅茶漬ニ而献上仕候ニ付寛永九年本町御成之節御
着之節右挿以南方茶屋安針町会所地拝領仕候寛永年中
大猷院様　御上洛之節　餞別箔七川相渡し候先仕候由申伝候
一先規支江戸上り数ヶ村神田玉川安水道支配仕天和二亥年まで勤申候
者同之儀同役一統之儀ニ御座候
一先祖之類焼之節金子並御朱印頂戴之節同役一統之儀ニ御座候
享保十巳年八月
町年寄地割起原並木原勘右衛門由緒因与左衛門儀ニ付
付樽屋三右衛門由緒書之覚
一町方地割役之儀本木原勘右衛門相勤候処浪人仕候勘右衛門跡式之儀　仰付
元文浪人仕候ニ付甚右衛門　御役被仰付候処
相続仕候得共年寄与左衛門役儀　被仰付右与左衛門不相勤候
相応ニ　被仰付候　地割役被仰付同年地割役被
熱田同地割用ニ而被候節町御年寄所之大工頭本木原門通り役所江挨拶御用

御役人之内ニ而改ニ　御出候節御通座之間地道具持参役人ニ相成
候ニ付　御出候も無御座御神事ニ右役人町方ニ而請取御成御門通座江
御免合之御伺之上水帳相勤申候内通座役焼失町方ニ而御越之町ニ而
地割之役人ニ付　御用共　其後町　御用ニ付御座候知れ申候
一　町年寄役料　日本橋通壱丁目東側ニ而中通表ニ而拾間裏行之町屋敷
壱ケ所　本石町ニ而少々御座候ニ而拾間口四方之町屋敷一ケ所都合二ケ所下賜
町年寄役屋敷御用地ニ被召上ニ付本石町二丁目ニ而拾間之表行三拾間之屋敷被下候
ニ付御地割御用之節ニ而被下候　本石町屋敷之御代先年　御用
屋敷金被下置御座候ニ付今ニ至迄御所有仕候
御張面之様ニ御座候ニ付金銀ニ而相渡申候
右之通之儀相勤申候ニ付代々御用等相勤申候
御入ニ付御書上申候　拙者儀も右之通之役ニ付御役御勤
之上ニ而御入用御座候様仕候　年々御役御勤
拙者年ニ付上様江御役屋敷ニ而御渡ニ付
一　樽屋之申候由緒之儀　水野弥吉ト申者　男惣

次男惣之助申候弥吉天正三年五月廿八日長篠御合戦之節
家康公御陣中ニ而出離シ御合戦之首ニ而首実
討取実検ニ備ヘ候ニ付御機嫌御座候而樽
壱ツ之内ニ樽投之　御座候而家　樽投之御用御座候仕候
家康公ゟ　信長公江ニ而御持参被仰付候　信長公御感被成
右御大将様水野弥吉と御申候而此首取候ニ付御座候
候とは表し　名字を樽と御改被成候首を表し候
二心抔無御座御家之御為樽投之御座候　御用
家康公御判之御書付頂戴仕御二心御座候之段を承り浪人之身
ニ而御南地ニ而町宅仕候　御先鋒申候而ば御座候町中三所之
うやまひ請申候町家を御座候由緒町年寄ニ男
当家之御役之続之二心御座候之一流之年寄二心御座候
仕候次男惣之助遠州浜松ニ而御座候　家康公　江戸江御入国ニ付
差別之御南地ニ而右之由緒ニ而日本橋通壱丁目ニ而表
五間奥行拾間之町屋敷下し置候ニ付日本橋ニ而代々居住仕候

右三河町人共ゟ出候番組右之通ニ能々名前書出し候様申候ニ付懸
町人共月行事橋尾ニ申付取集メ申候以上
享保十年巳九月　橋尾三太夫

一享保年中惣町人之高之事
并町方支配惣人数高

一五拾万壱千三百九拾四人
但し地借店借召仕迄

内
男　三拾弐万三千弐百八拾五人
女　拾七万八千百九人

享保七寅年四月

一町方支配町人惣人数

一四拾八万三千三百五拾五人

下ヶ札　享保六丑年十一月人別帳ゟくらべ候而壱万八千三拾九人不足

内
男　壱万四百壱人
女　七千六百三拾八人

享保七寅年九月

一高四拾七万六千四百三拾六人

内
男　三拾万七千四百七拾五人
女　拾六万八千九百五拾九人

下ヶ札　四月人別帳ゟくらべ候而六千九百拾九人不足

内
男　五千四百人
女　千五百拾九人

享保八卯年七月

一四拾五万九千八百四拾四人　但右同断

内
男　弐拾九万四千七拾九人
女　拾六万八千五百六拾三人

下ヶ札　享保七寅年九月人別帳ゟくらべ候而壱万六千五百九拾弐人不足

内
男　壱万四千九百八拾壱人
女　三千七百六拾壱人

享保八卯年九月
右同断

一 四拾七万三千八百七拾四人　右同断
　内
　男　三拾万七千六百八十六人
　女　拾六万九千百八拾八人
　下ケ札ニ　牛年人別帳ニ乄ハ　惣高五十三万九百九拾八人余之
　メ

右者寛文年迄ハ自然与[illegible]町数[illegible]町[illegible]共[illegible]成来
且又文化迄ニ町人ハ相除申候

右者享保十年有来候書出候[illegible]
　巳四月

覚
一 別紙六月分人別帳面[illegible]男女惣高五十三万二百九拾八人相極ル成来町ニ
[illegible]相成候外別紙帳面ニ[illegible]高表記遠方ニ[illegible]

堀田[illegible]書付出来ニ而江戸町方[illegible]人数
相増申候右同断[illegible]相極ル[illegible]
[illegible]人数[illegible]下男女[illegible]書上ケ候[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]人数[illegible]
[illegible]
書上候以上
　巳八月
　　　大岡越前守

右書上ケ見る時ハ享保八卯年より百年ニ近し[illegible]
[illegible]人数[illegible]
[illegible]

六九
三百廿六冬わ

本吉大の